

平成 2 1 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 1 年 9 月 9 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 市政一般質問

2 9 番 菊地弘明議員

- 1 . 防災対策について
- 2 . 教育行政について

1 6 番 早乙女順子議員

- 1 . 水道料金の統一について
- 2 . 次世代育成支援行動計画の後期計画について
- 3 . 保育園の民営化の問題について
- 4 . 介護保険の要介護認定について

2 5 番 東泉富士夫議員

- 1 . 塩原温泉交流広場休憩施設整備について
- 2 . 防犯灯の設置について

8 番 岡本真芳議員

- 1 . 4 0 0 号バイパス開通後の道路状況について
- 2 . 市内公共施設の喫煙所設置状況について
- 3 . 青木サッカー場の名称と計画全容について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	平山英君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（1名）

21番 木下幸英君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 局長 西那須野 支所 長	二ノ宮	栄	治	君
農業委員会 事務局 長	人	見		順	君		鈴木	健	司	君
塩原支所長	印	南		叶	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	織	田	哲	徳	議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	小	平	裕	二	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（平山 英君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

21番、木下幸英君より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（平山 英君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

菊地弘明君

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） おはようございます。ただいまより一般質問を行います。

1、防災対策について。近年ではゲリラ豪雨などの異常気象が頻発しております。市民の安心・安全を守るためにも対策は急務と思われませんが、市の対応についてお伺いいたします。

がけ崩れや土石流発生のおそれがあるとして指定された県内の土砂災害警戒区域がありますが、当市においてはどの地域で人家は何戸ですか。

特別養護老人ホームなどの要援護者施設は11棟となっておりますが、どこですか。また、そのうち砂防工事が行われているのは、どの地域の人家何戸とどの施設何棟ですか。

迅速な伝達方法も必要と思いますが、砂防工事が行われていない人家と施設の対策はどのようにしていますか。また、砂防工事はいつごろ実施されますか。

万一の場合において、すべての警戒区域への伝達方法・避難勧告はどのようにしていますか。

急傾斜地崩壊危険区域に該当する区域はありますか。あるとすれば、その対策についてもお伺いいたします。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 29番、菊地弘明議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の防災対策について5点ほどございますが、順次お答えをいたします。

まず、土砂災害警戒区域についてであります。土砂災害警戒区域は斜面の崩壊形態により、急傾斜地、土石流、地すべりの3つに分類され、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が指定することになっております。本市の土砂災害警戒区域の指定箇所は、急傾斜地警戒区域が65カ所、土石流警戒区域が32カ所、地すべり警戒区域が7カ所の、合わせて104カ所あります。また、人家戸数は合わせて1,184戸でございます。

次に、土砂災害警戒区域内における特別養護老人ホーム等の要援護者施設の数であります。新聞報道では11施設となっておりますが、重複を除き7施設であります。なお、このうち2カ所は警

戒区域近接施設であります。また、これらの施設の中で砂防工事実施箇所は3カ所となっております。

次に、の砂防工事等の対策についてであります。砂防工事の所管は基本的に栃木県で、県においては、のり面保護が必要な箇所については、順次崩壊防止のための対策工事を実施しているということでもあります。また、市では、急傾斜地などでのり面保護が必要と認められる箇所につきましては、栃木県に対策工事の実施を要望しているところがございます。

次に、の警戒区域への伝達方法等についてあります。土砂災害警戒警報が発令された場合、行政防災無線や消防団緊急伝達システムを活用するとともに、広報車による周知を行う予定となっております。

今後の情報伝達のための対策といたしましては、平成21年9月から運用が開始しました緊急情報等メール配信システムの活用や、自主防災組織の育成について早急に検討したいと考えております。

また、避難勧告、避難指示は、災害によって住民に危険が迫っていると判断した場合、災害対策基本法第60条の規定に基づき、市町村長が発令するものであります。この避難勧告等の発令の基準はございません。雨量の情報や河川の状況などを勘案し、災害が発生するおそれがあると認められる場合に発令することになります。

最後に、の急傾斜地崩壊危険区域に該当する区域はあるのかとのご質問にお答えをいたします。

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、崩壊するおそれのある急傾斜地で崩壊により相当数の居住者に危険が及ぶおそれがあると認められる場合に、都道府県知事が指定するもので、本市では11カ所が指定されております。なお、この急傾斜地崩壊危険区域の指定は、対策として、ブロック積等ののり面工事は実施しておりますが、急傾斜地全体に

は対策がなされていないということで指定されたもので、適宜検討、装備、パトロール等を実施しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今、市長さんのほうからご答弁がありまして、了解はいたすところでございますけれども、何点が再質問をさせていただきます。

まず初めに、去る7月29日に、県の砂防水資源課と県消防防災課とともに、各市町村担当者の会議を開いたという新聞報道がありましたけれども、これには出席をなさっているのかどうかということと、またどういう会議であったのかということをまずお尋ねをしておきます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） お尋ねのありました7月29日に県のほうで開催しました会議につきましては、私どものほうの災害救助法担当の福祉部門の職員、それから防災担当の総務部門の職員、2名が出席をしております。

会議の内容につきましては、災害救助法等の施行事務説明会ということと、あわせて防災担当者の研修会ということで開催をされました。特に、防災担当者研修会の中については、今ありましたように7月29日付で下野新聞に掲載された記事の説明ということで、県のほうからあったということでありまして、新聞発表された要援護者施設については、平成15年3月の際のデータを使用したというような訂正の説明があったというふうに聞いております。会議の後に、国のほうから、災害時の要援護者対応マニュアル、この作成についての策定要請があったというふうに聞いております。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 土砂災害警戒区域にある人家が1,184戸とかということでございますけれども、この新聞報道によりますと、県のこの担当者は人家のあるところは2011年度までには警戒区域の指定を完了させたいんだというような報道があったわけでございますけれども、その辺のところの対応については、市はいかがなさっているのでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） もともとの土砂災害基本法そのものの成り立ちといえますが、それが広島県の平成12年の災害以後制定されて、それ以後に各都道府県等においても調査をし、逐次追加をしていくというようなスタンスで現在の状況に至っているというようなことでございまして、本市といたしましては、17年に調査をして今の箇所になったということでございます。毎年、県の大田原土木事務所等とのパトロールをやりながら警戒に当たっているというようなことでございますので、そういう経過のもとに策定をして指定したということでございます。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 再質問は1から4のところまで関連して質問をしていますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

そういう中におきまして、この地域防災計画に施設への土砂災害情報の伝達方法を定めた全国の市町村は46%なんだ、そういう中において、避難勧告の発令基準を定めているのは県内では5市町しかない。先ほどの市長さんの答弁の中にも、発令の基準はないんだというようなお話があったわけでございますけれども、この発令の基準を定める意向というものはあるのかどうか、その点をち

よっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 基準を設けるか設けないかということでございますけれども、現在当市で計画しております地域防災計画、18年から5年間経過をいたします。当然、防災計画の見直しを今後やっていかなければならないというふうに考えておりますので、基準を設けるか設けないか、その辺についてはこの中で検討させていただければというふうに考えております。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この砂防工事、当然県のほうでやっていることは重々承知しているわけでございますけれども、やはりこの要援護者施設は砂防工事がまだ行われていないという施設があるわけでございますけれども、こういう施設の要望というものは、やはり砂防工事を優先して進めていただきたい。それから、迅速な伝達方法が必要である。もちろんそのためには足の確保とか移動の仕方とかというものが関係してくるわけでございますけれども、やはり往々にしてこの要援護者施設は避難には時間がかかるのではないかと。要するに、健常者の方だけがいるわけじゃないわけでございますので、やはりほとんどの人が介助なしでは動けない状態になっているのではないかと。いうふうに思われるわけでございます。ですから、移動するにはやっぱり1対1というような、そういう職員がつく必要があるのではないかと。いうような、そういうお話があるわけございまして、先ほど総務部長さんのほうから、防災計画が平成18年につくられているんだと、その中にもそういう方法は書いてあるわけでございますけれども、この中で1点ちょっと気になったのは、特別養護老人ホーム、身体障害者の方の施設については、

管理宿直員を配置するよう指導するんだと。これは夜間に起きた災害のためだとは思いますが、この辺の指導というものはどうなっているのでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 防災計画の中の重要施設という形の中で、そういった病院であるとか、そういった施設の中に、防災の啓発をしていくということとあわせて、宿直の関係も入っておりますけれども、現在のところ、対策としては地域に土砂災害のマップを配布しているような状況だけでありまして、具体的に指示をしているというようなところはございません。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 先ほど伝達方法とかそういう方法については、市長さんのほうから防災行政無線とか、それから消防団の緊急伝達システム、またつい9月1日から配信された情報メールを定期送信するんだというような、そういうお話があったわけでございますけれども、そういう中におきましてやっぱり市においても限られた人数の中で、人手も時間も足りない中で、住民に対して地域の地形、地質、河川の状況などを踏まえ、身近な危険をわかりやすく説明して、災害の前兆や避難の注意点など、きめ細かい情報を日ごろから提供しておくということが大切ではないかというふうに思うわけでございますけれども、鋭意努力していることはわかるんですけれども、これらの点についての対応というものはどのようになさっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 日ごろの対策ということでございますけれども、本市においては平成10

年に那須災害という大きな災害がありまして、その教訓としてまず挙げられるのは自助共助ということだというふうに思っております。自分たちのところは自分たちで守るという精神のほかに、自分たちのできないことについては地域の中で守っていくんだというようなことが大きな教訓として挙げられたというふうに思っています。

私たちとしては、そういうことから自主防災組織というものを立ち上げていただいて、その自主防災組織の中にきめ細かな情報伝達や訓練、避難箇所といいますか、避難の誘導であるとか、そういったものを自主防災組織を通じてやっていきたいというふうに考えております。

現在のところ、残念なんですけれども、自主防災組織の組織率というものが少し少ないものですから、今後はこういう組織を立ち上げて、そういう中で日ごろの対策をしていきたいというふうに考えています。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） よくわかりました。早く自主防災組織のそういうものが拡大していくことを願っているわけでございますけれども、そういう中において、先日兵庫県の佐用町と山口県の防府市で災害が起きたわけでございまして、下野新聞の論説のところにもちょっと書いてあったんですけれども、ちょっと読ませていただきたいと思うんですけれども、死者、行方不明者が20人を超えた兵庫県佐用町の役場は、町内の佐用川の水位をチェックしていたが、想定を上回る勢いで水位が上昇、混乱の中で避難が必要かを判断する目安の水位に達してから避難勧告を出すまで約1時間20分かかったと。そのころ、懐中電灯を手に避難所の小学校に向かう途中、道路にあふれた水に足をとられ、用水路に飲み込まれた住民もいた。水深が50cmを上回り、ひざ上まで水につかった避難は

危険とされる。流れが速いと20cm程度で歩行不能になり、用水路などに転落のおそれがある場合には、10cm程度でも危ないという。避難所を目指すより、自宅や近くの建物の2階に移るほうが安全なときもあると。

また、山口県の防府市では、特別養護老人ホームが土石流の直撃を受けた際、市は国道で発生した土石流被害などの対応に追われていたという。土砂災害警戒区域にあったホームの関係者が、わき水や地下水がにごり始めるなど、災害の前兆となる現象にある程度通じていれば、何か手を打たかもしれないという論文があるわけでございまして、やはり先ほどもお話しいたしましたように、人手が足りない、そういう中において、こういうようなことが起きたときには本当に大変だなというふうに思うわけでございますけれども、やはり先ほど部長がおっしゃったように、行政の対応が多少改善されても、避難に際しては住民一人一人の判断がますます重要になってくるのではないかとこの点についていかがでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、幸いなことに、本市は先ほど言いました平成10年の那須災害以外、大きな災害に見舞われたことがない、通常の地震等々でも、余り大きな地震もありませんし、台風等々の被害も、農作物とかそういったものについてはありますけれども、人的な被害が余りなかった。そういうことで、市民も我々も少し災害に対して慢心的な部分があるのではないかと、まずはそういう意識を改革していくことが必要ではないかというふうに考えています。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 急傾斜地の危険区域も同じような対応をするべきであるというふうに思うわけでございますけれども、実は今朝テレビを見ていましたら、この佐用町の事故がってから1カ月、レポーターがその現場に行っているいろいろな方に話を聞いておりましたけれども、その話の中で、避難するのに家の前の電柱に約4時間しがみついていたんだと、それからちょっとお年寄りの方でしたけれども、あの災害が起きてから字が書けなくなってしまったと、震えてとか、商売をなさっていた方が、やはりあの災害によって商売を畳むような結果になってしまったというようなことが放映されていたわけでございまして、やはりこういう災害については起きると、市はもちろんですけれども、住んでいる市民の方々も大変な打撃を受けるわけですよ。ですから、もちろんこの災害に対するいろいろな備えというものは常にしていなければなりませんけれども、行政におかれましては、でき得る限りの対応をお願いいたしまして、1については終了したいと思います。

続きまして、2の教育行政に入るわけでございますけれども、ここでご訂正をお願いいたします。

の中学1年生のイオンについてであります、この「イオン」を削っていただき、「中学校3年生のイオンについて」とお願いをいたします。

それでは、2の教育行政についてご質問をさせていただきます。

那須塩原市の将来を担う子どもたちの健全な成長はだれもが願っていることであり、そのためには学校、家庭、地域社会が連携し、協力して、その目標実現に努めなければならないと思います。子どもの教育については、目標達成のための諸施策を積極的に推進し、充実させていかなければならないと思っております。

そこで次の点についてお尋ねをいたします。

子どもの言語力低下への対策について伺います。（幼稚園、小学校、中学校での対策）であります。

理科の新内容における授業対策についてお問い合わせいたします。下記学年の以下の内容についてでございます。小学校3年生、風の働き・ゴムの働き、物の重さ。小学校4年生、骨と筋肉・骨と筋肉の働き。小学校5年生、水中の小さな生物。中学校1年生、プラスチックの性質・水溶液について。中学校3年生、イオンについて。

10歳の壁、小学校4年生の算数と言われておりますが、これはどういうことでしょうか。また、これらの対策についてお問い合わせいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。
教育長（井上敏和君） ただいまの質問にお答えいたします。

の子どもの言語力低下への対策についてのご質問にお答えいたします。

言語活動の充実は、今回の学習指導要領改訂の教育内容に関する主な改善事項の1つに挙げられているところでございます。言語は知的活動や知的コミュニケーション、感性や情緒の基盤となるものです。幼稚園においては、言語力の向上のためにコミュニケーションの基礎を養う観点から、遊びの中で言葉による伝え合いを重視した活動を工夫しております。また、本の読み聞かせも充実させているところでございます。

小中学校の国語科におきましては、これら言語の果たす役割に応じた能力をはぐくむ指導を重視しております。さらに、国語科以外の各教科等でも、観察や実験、見学をレポートとして広く報告をする活動、考えるための技法や考え方を説明する活動、体験から感じたり学んだりしたことを表現する活動、討論や討議などで人を説得したり意

見をまとめたりする活動など、さまざまな面で言語力の充実をねらいとした学習活動が工夫されているところでございます。また、言語力の向上を支える条件といたしましては、読書活動や学校図書館の充実は不可欠のものと考えております。

今後も言語活動の重要性にかんがみ、研修や学校訪問などで、授業や読書活動、学校図書館の活用を中心として指導・助言をしていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

の理科の新内容における授業対策についてのご質問にお答えいたします。

学習指導要領改訂によりまして、理科では小学校で55時間、中学校で95時間の授業時数が増加し、ご質問にありましたような学習内容が新しく加わりました。それに伴い、各学校においては新たな教材・教具が必要となりますので、各学校に対して新しく加わった学習内容に関する教材・教具の補充を計画しているところでございます。

また、理科においては、新学習指導要領による指導が今年度から先行的に実施されております。新学習指導要領への移行がスムーズに行われますように、校長会や学習指導主任研修会等において、移行に関する情報提供を行うと同時に、学校訪問等により、教育課程編成や年間指導計画作成について、直接指導・助言をしているところでございます。

実際に、7月に市内の小学校3年生のクラスで、風やゴムの働きの研究授業が行われました。新しく加わった学習内容でしたが、教材研究がしっかりとなされ、学習のねらいに沿った授業が展開されておりました。

理科に限らずすべての教科におきまして、新学習指導要領への移行がスムーズに行われるよう、今後もさまざまな面で学校を支援していきたいと、こんなふうに考えております。

の10歳の壁につきまして。10歳の壁につきましては、小4ギャップとも言われておりますが、明確に定義されているわけではありません。一般的には、子どもの成長過程において、この時期徐々に思春期に入り口に差しかかり自我が目覚めてくる、また学習面、精神面において一人一人の差が開く傾向にあり、自分と他人との違いに気づき始め、自分に自信が持てずに意欲が低下する状態であると時に言われているところでございますが、特定の教科には限りませんが、特に算数におきまして学習につまずく児童がふえる傾向が本市でも見られます。

そこで、小学校4年生の算数についてでございますが、これまでの学習指導要領では、小学校3年生と4年生では計算のレベルや取り扱う概念などの内容に大きな差がありました。例えば、計算では、3年生まででは整数のみを取り扱っておりましたが、4年生以降になると、小数や分数といった数を扱うこととなります。また、取り扱う概念につきましても、身の回りにある具体的なものから、徐々に抽象的な概念を扱うようになります。これらのことから、算数が好きになるか、それとも苦手意識を感じてしまうか、小学校4年生において大きく分かれる傾向も指摘されておりました。

その課題に対して、新しい学習指導要領では、発達段階に応じ算数的活動を一層充実すること、内容の系統性を重視しつつ、学年間で内容の一部を重複させて、発達や学年の段階に応じた反復による教育過程を編成できることを明記しております。これにより、児童が学習内容を実感を持って理解し、基礎的な知識、技能、思考力、表現力を身につけ、学ぶ意欲を高められるように工夫されております。

本市における具体的な対策につきましては、小学校4年生を対象に、市独自で国語と算数のつま

ずき発見テストを作成し、実施しております。このテストを実施することで、その結果を児童一人一人のつまずきの原因を把握し、つまずきに対する有効な指導の手当てを考え、各学習指導の中で生かせるように取り計らっているところでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今、教育長のほうからする説明があったわけでございますけれども、再質問に対しては、のほうから申しわけないんですけども、 、 、 というふうにさせていただきたいと思っております。

の小学校3年生の風の働き・ゴムの働き、物の重さ、具体的な説明がなかったんですけども、ちょっとその具体的な内容について、今、教育長さんのお話ですと、風とゴムの働きというようなことで研究授業をやったんだというようなお話ですけども、どんなような授業をやったのか、ちょっとその内容を教えていただきたいと思いません。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この小学校3年生に限らず、その他の学年でも、各学校ごとに、そして教師の指導の内容ごとに、それぞれの特性を生かしながら授業を行っていますし、これからもそのようになっていくはずでございます。目的に沿って、それを実現するための内容がしっかりと指導されておれば、これはその指導要領の目的に合致すること。先ほどの研究授業に関しましては、学校訪問で授業参観、私どものほうでしまして、ねらいの持たせ方や展開の仕方等、具体的に指導しました。古い送風機を利用していたので、これは発熱や発火に対して、機械の保守点検等も含め、

十分に安全管理をするように指導して、またその予算的にもこちらで都合をつけなくてはいけないので、教材の完備ということにも力を入れようということで、この3年生の風の動き・ゴムの動きの内容は一応そんなところでございます。

ただ、新しく導入された内容につきまして、この小学3年生の授業内容ばかりでなく、先ほど申しましたように、全体を通して、文科省から配布された補助教材を使って適切な指導をするよう各学校に指示をしたり、計画訪問や市の学校訪問、要請訪問の折に、実際に授業参観し、新しく入った内容の指導のあり方について直接アドバイスをすると、授業で必要になる教材を購入する予算を市として立て、教材の充実に努める。それから、としましては、県教委との共催によりまして、全職員がこの新教育課程の理解を図れるように教育課程説明会を開催し、内容の取り扱いについて指導・助言をしていると。こんな方向から、すべての学年に新しく盛り込まれた内容に対する手だてを図っているところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この理科のことにつきましては、やはり教材や、それから教具というんですか、そういうものが必要になるというようなことはよくわかるわけでございますし、また9月の補正の中に小学校教材の整備事業、それから中学校の教材整備事業、その中に新学習指導要領による理科、算数教材の充実というようなことで補正がされております。小学校においては消耗品費として193万9,000円、それから備品購入費として1,779万、中学校は備品購入費として1,440万。この中にも図書購入及び理科教育設備の備品購入費なんだというようなことで、配慮されているなどというふうには思うわけでございますけれども、こ

の理科の授業の内容ですか、私もどのように授業をやっているのかなと。

今お話がありましたように、小学校では55時間、それから中学校では95時間ふえたんだというような話でございますけれども、やはり全先生方を対象にして検証をやっているんだというようなことで、ここで下野新聞に、8月23日にも宇都宮の小学校教諭を対象にした小学校理科観察実験研修というものが行われた。ここでは授業に生かせるような実践を重視したんだと、新しく3年生の授業に盛り込まれた指導内容、風とゴムの動きの教材を手づくりした。先ほども送風機を使ってやったんだというお話でございますけれども、風やゴムが物を動かせることを学ぶ単元で、教師はブラ段ボールと呼ばれるプラスチック製の段ボール、タイヤ、ビーズ、それから針金などを教材にした車を製作したと。教師らは自分でつくった車が走る様子を何度も確認していたと。この研修日は100円ショップで購入できる安価な素材を利用したと。これを指導した宇都宮の人見准教授は、教材を手づくりするのは時間はかかるが、工夫すれば安く上がるし、つくる過程で仕組みを理解でき、先生の力にもなるんだということを指摘しておる。

愛知県の刈谷の日高小では、風やゴムの動きの単元で、決められた場所まで動くと高得点が得られるカーリングゲーム形式で、距離と風の強さやゴムの伸びとの関係を考えたというようなことが載っているわけでございます。

いずれにいたしましても、お金がない中でのこういう新しい授業内容でございます。先生方も大変苦労して教材を集めなければならないのではないかなと思うんですけれども、これらの点についての教育長さんの考え方をちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの件につきまして、教材に関しましては、理科に関しましては理科教育振興法、つまり理振、それから算数教育振興法で算振というのがあります、これは教材備品として学校にそろえなくちゃならないことなので、それに関しましては予算化をきちんとして暫時とりそろえるということと、先ほどの自主教材につきましてですが、これは他県の例も今ご説明ありましたが、栃木県でも、当然本市でも、それぞれ一人一人の教師が工夫をしながら、その学校、地域に合った教材、それから生活環境に合った状況で自主教材をつくっているのは本市も例外ではありませんので、そういう点で一人一人の教師の工夫がその教材というところに発現されているというふうなのはしょっちゅう報告されているところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ここにも質問で出しておきましたけれども、物の重さの授業というのはどのようになさっているか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 個々の授業の内容につきましては、なかなか私も専門ではないので答えづらいんですが、例えば物の重さということで、そこに指導要領に書いてあるねらいは、粘土などを使い物の重さや体積を調べ、物の性質についての考えを持つことができるようにすると、こういうのがまず第1点。それから、もう一つの目標として、物は形が変わっても重さは変わらないこと。第3点、物は体積が同じでも重さが違うこともあること、質量とか、そういう面でねらい

を定めております。こういうふうなところをしっかりと理解できるような、先ほど言った教材を利用したり、それから実験を通して子どもに体得させるというふうなところが理科の授業の内容だと、こんなふうに理解しております。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この物の重さの授業については、筑波大の附属小学校で物の重さの授業をやったんだと。学習素材に1円から500円までの6種類の硬貨を使用したと。そして、重さをはかる道具として、台ばかり、手づくりてんびん、お料理ばかり、上皿てんびんというんですか、この4つを使用したんだと。子どもたちが、その硬貨の重さをはかった。そうすると、台ばかりはすべての班でバツだったと。というのは、目盛りが大き過ぎるから軽いものははかれない、全然びくともしなかった。手づくりてんびんというのは、ぐらぐらしてきちんとわからない、お料理ばかりは1円がゼログラムになってしまう。上皿てんびん、これは正確に物の重さをはかることができるというような結果が出たというような、さまざまな重さを比べる活動を通して、先ほど教育長さんもお話がありましたけれども、少しずつ重さに対する概念を形成していく上でのスタートになるというふうなお話があったわけございまして、硬貨は手軽にその辺といいますか、金で持っているわけですから、これは材料になるのではないかなと思うわけでございます。これらの点についてちょっとご所見を伺っておきます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほども申しましたように、ねらいをしっかりと各指導者、つまり理科担当の教師は、ねらいを到達するために、どのよう

にアプローチをして、そのねらいを到達させるかというのが、各教師の技量と経験、その他、授業方法によるもので、そういう点につきまして、例えば今説明があった上皿てんびんとかさまざまな日常にあるものを使ったり、そういう実験結果を知ったりするのも1つの方法だと思いますが、これを限定して、こういうふうなことではないということで、さまざまな工夫がされているということをご理解いただければと思います。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 教育長さんのお話、十分納得もしておりますし、よくわかります。

続きまして、この小学校4年生の骨と筋肉、それから骨と筋肉の動きについてでございますけれども、これらについてはやはり愛知県の刈谷市の衣裏小というところでは、人と体のつくりと運動というものをテーマにした授業をやったんだと。ひじが曲がる仕組みを予想して、考えて児童に図をかいてこいというふうにしておいたと。予想をもとに先生が透明なパイプを使った関節モデルを作成して、子どもたちがさまざまな関節モデルと自分のひじの動きを比較したりして考えを深めていったと。そして、子どもたちが一致したのは、腕は内側には曲がるけれども、反対の外側には曲がらないこと。その過程に中では、ひじについてドアにあるちょうつがいのような仕組みがあると思うとか、内側にも骨があるかもしれない、骨ではなくてかたい筋のようなものではとか、伸び縮みする筋肉が内側についているのではなど、子どもたちが考えたひじの曲がり方のモデルは10種類にも上ったというようなことが書いてあるわけでございます。

これらの授業については、早稲田大学の先生が、やはりひじは反対側に曲がらないのはなぜかという子どもにとっての疑問、矛盾から出発したと。

この問いかけがなければ、主体的な問題解決にはならない。こういうようなことが書いてあるわけでございますけれども、当然いろいろ工夫してなさっているわけでございますけれども、この小学校4年生の理科の授業について、もう一度ご所見をお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほどの小学校3年生の中で説明しましたけれども、小学校3年生、4年生、5年生、6年生、中学校1年、それから中学校3年生と、さまざまな学年につきまして、指導内容がふえたものがありますけれども、実際には、やはり先ほど何度も申しておりますように、各理科の指導者が研究授業や、それから各種研修会に参加して、その授業の手法を学んだり、その他さまざまな方面から授業を改善させるための情報等を収集しまして、それにのっとりながら、各自工夫をしながら授業をしているところでございますので、例えば先ほどの筑波の話も一つの例でございますし、そのほか早稲田の大学の先生が授業法の研究を発表して、こんな知恵もあるというふうなもの1つの方法ですが、さまざまなそういう学者ないしは研修会の中から情報をつかみ、私ども教員は授業に生かすというふうなことをやっておりますので、ここに内容はいろいろ列記されておりますが、その指導の手法は大体似通っておりますので、その点をご理解いただければと思います。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 十分教育長さんのお答え、よくわかるわけございまして、当然先生方いろいろ研究なさっている。また、そういう中において、やはり小学校では授業を担当する教師がそれぞれ専門とは限らず、理科の授業でも教師間で得意、不得意のギャップがあるのが課題とされてい

る。このある先生の調査した内容の中では、小中学校の理科指導に関する教員の意識では、高学年になるにつれ、やや教えにくい、それから教えにくいと感じる単元がふえていったというような新聞報道があるわけでございます。

そういう中において、先生方、いろいろ苦労してなさっていることはよくわかりますけれども、この小学校5年生、中学校1年生、中学校3年生と一応こういう授業ということで出しておりますので、順次こういう内容だということでお話をさせていただきたいと思しますので、もちろんいろいろな方法はあるとは思いますが、小学校5年生の水中の小さな生物についてというふうなことでございますけれども、これらの点については、やはり奈良教育大学の生物学教室の石田教授によりますと、麦や米粒をゆでたものを入れてシャーレに入れておくとバクテリアがふえ、それをえさに休眠状態の胞子がふえて、さまざまなプランクトンが出てくると。ラッパムシやゾウリムシなど、200倍程度でもその独特な姿や動きを観察できる。セルロースを入れると動きがゆっくりになり、観察しやすい。こうしたノウハウも若い先生に伝えていきたいというようなお話もあるわけでございまして、そしてこれは一番最後に言おうと思ったんですけども、やはり目に見えない大きさなので、観察には顕微鏡を使う必要があったり、また顕微鏡の使い方や観察の仕方、またさまざまなプランクトンを採取するノウハウも、また用具の解説も必要になってくるのではないかなというふうな話があるわけでございまして、先ほど教育長さんのお話ですと、教材はそういうことで、そろえていけるというようなことでありますけれども、十分にこれらの点についても対応ができるのかどうかということをちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） まず、最初のほう、2点あったと思いますが、1点は高学年になるにつれてなかなか教えにくいと、それから理科担当教員であっても得手、不得手、特に小学校は全教科を教えるのでそういう面での支障はということでございますが、確かにそういうことはございまして、最近本市でも小中連携推進授業というふうなのを取り入れて、高学年、5年生、6年生に教科担任制、中学校と同じように教科担任制の導入をこちらのほうからアドバイスをしているところでございますが、なかなか小学校には教員定数がございまして、ネックになって、それが交流がいかないところでございますが、そういう点をカバーするために、先ほど申しましたように、各種の研究会や大学教授等からの情報によりまして、指導の実践をそこに身につけていくということで、わずかながら解決の方向に進めさせているというところでございます。

第2点に、小学校5年生の水中の小さな生物、これの授業内容についても、先ほどから申し上げているとおりでございますが、幾分内容がちょっと違いますので説明をいたしますけれども、ねらいは魚を育てたり、人の発生について資料を活用したりして、卵の変化の様子や水中の小さな生物を調べ、動物の発生や成長についての考えを持つことができるようにするということがねらいでございまして、その具体的方策としましては、魚には雄雌があり、生まれた卵が日がたつにつれて中の様子に変化してかえること、魚は水中の小さな生物を食べ物にして生きていること、人は母体内で成長して産まれることというふうな3つの観点の方向から、以下の具体的な指導方法が生まれま

なので、授業時間が少ないということから、児童の学習活動を充実させるためにも、顕微鏡の数をふやし、そしてグループ学習ではなく、個人でしっかりと学習が進められるよう環境設備をお願いして、授業の工夫をお願いしたいというふうなことを指導したことでございます。

そういう中で、やはりその用具のシャーレとかバクテリア、その他、さまざまな専門用語がそこで生まれてきますけれども、そういうふうなもの準備の段階で教師のほうから指導することは、これは当然のことでございます、1からそういうことはなされております。ですので、実験に使う機具等につきましては、児童生徒は理解されているのではないかと、こんなふうに思っているところです。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） すみません、時間がなくなってしまうので、次に中学1年生のプラスチックの性質、それから水溶液についてというようなことでいきたいと思っております。

このプラスチックの性質についても、いろいろ工夫なさってやっていると思うんですけども、東京学芸大の附属世田谷中学校では、要するに買い物袋などに使われるポリエチレン、密閉容器に利用されるポリプロピレン、インスタント食品の容器になるポリスチレン、そして飲料水のペットボトルのポリエチレンテフタレートの種類でもって、授業では1cm四方程度に切り分けたプラスチックの薄片をAからDと名前を伏せて生徒に配ると。プラスチックの性質を説明したプリントと見比べ、AからDを特定させる実験だと。そして、こういう中において、純水、飽和食塩水、エタノール水溶液50%の3種類に沈めて結果を比較させたというようなことが出ているわけござい

ますし、またこの水溶液についても、名古屋市立の東港中学校では、水溶液の授業として、5種類の水溶液、水、食塩水、それから砂糖水、塩酸、水酸化ナトリウムですが、そしてこの中では質量パーセント、それから2として飽和水溶液、3として溶解度、4として再結晶というようなことで研究をしていったと。

それから、中学校3年生、イオンについてですけども、このイオンについても、これは新学習指導要領で中学校の理科に復活した内容だというようなことで、やはりこれらについても信州大学の教育学部附属長野中学校では、先生が手づくりした電気泳動装置でいろいろ陽極と陰極の両方で色が見えるイオンと使って、電動泳動装置では通常のものだと10から20ボルトしかないが、今回は100ボルト近く出るようにして数秒で結果が出るように工夫したというような、そういう授業等をやっているわけございまして、こういう授業、いろいろ工夫してなさっているわけございまして、こういう授業の中において、宇都宮市では理科の実験で大やけどしたと、和解をしたんだというようなお話があったわけございまして、やはりそういうようなことも起こり得るのではないかなと。

これは8月27日の新聞に出ていましたけれども、市は過失を認めて和解したんだというようなことがあったわけございまして、やはり火を使う問題がありますし、またいろいろなものを使うことで、こういうようなことも起こり得る可能性はありますけれども、これらの対策についてはいかように考えているのかお尋ねをしておきます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの説明の中で、最後の質問は実験でのけがとそういうふうなこと

に関してはどうかということでございますけれども、当然火を使ったり、それから劇薬、劇毒物を使う実験も当然入ってきています。それから、身体的に影響がある、例えば身近にある硫酸、塩酸等劇薬も理科の実験には使います。そういう面で、細心の注意を払うのは当然でございますが、各学校ではそういうふうな劇毒物の管理につきましては一のコーナーを設け、外部の侵入はもちろんです。同僚の教師も許可なく開けられないようにしっかりと管理するような、そういう管理庫を設けて、まずその材料をすぐに使えないというふうな状況できちんと確保して保管しておるところでございます。

それから、実験の方法につきましても、けがのない、それからきちんと趣旨に沿った実験ができるように、先ほど来申しておりますように、各種の研修会や、それから各種情報をしっかりと各一人一人の教員がとらえ、そして授業のノウハウに生かしていくというふうなことに取り組んでいるところでございます。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、次に10歳の壁というふうなところに入らせていただきます。

このことにつきましては、実はNHKの「クローズアップ現代」でこの10歳の壁というものについてテレビ放映されました。それらを参考に質問させていただきたいというふうに思っております。

先ほどやはり教育長さんからお話がありましたように、10歳の壁、小4のギャップというふうなお話で、学習につまずくというふうなお話でございました。やはり何でそういうふうなことが起きたのかという中で、この10歳の壁、考える力をどう育てるかということが、先ほども教育長さんのほうからお話がありましたけれども、やはりそこに行くのではないかなかと。

小学校6年で学んでいた立方体、直方体というんですか、開いてみるとどういう形になるかというものが、小学校4年生の算数に行ったんだと。2002年の、ちょっと古いんですけども、調べでは、先ほどから学習につまずくというようなことが、4年生で10.6%、5年生で20%。

愛知県の犬山市の楽田小学校というところでは、4年生が授業6回ほどやったんですけども、その中で億とか兆の大きな数の授業をやったと。そうすると、子どもたちが数の大きさをイメージできないんだと。先生の話ですと、抽象的にイメージができない子、それから数字を頭の中で整理できない子がつまずいてしまった。そういうことでつまずいてしまう子がふえているんだと。

そうして、4年前の文科省の学力調査では、3万7,000人受けたんですけども、数式の意味、理解に課題があると。

そこで、赤いテープは210cmで、白いテープの6倍です。白いテープの長さを求めなさい。正解は210割る6ということなんですけれども、正解率が30%しかいないんだと。そして、半分以上の子どもが210掛ける6としている。このことから考えることはどのようなことなのか、教育長さん、お願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ご指摘のところは、私は想像できませんが、答えになりません。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） テレビで言っていたことは、倍という反射的に掛けてしまうと、掛け算をしてしまうというようなことがあるんだと。そして、この中には与えられた問題の場面を頭の中で描けないんだというようなお話でございました。

ここで、先ほどやはり教育長さんの中から、学力低下の対策として2000年ごろから暗記やスピードを重視する反復学習が盛んに行われるようになったと。計算力を鍛える方法として、百ます計算をやっているんだと。これは今でも行われているんですか。また、この百ます計算で何か問題点というのは、もしやっているとすれば、問題点というのはあるのかどうか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 新学習指導要領に工夫されていることに関しまして、今ご指摘のように、反復、いわゆるスパイラル教育課程の重視についてということで、新教育課程に盛り込んであります。これは繰り返し、反復ということ、数の計算とか、すべての学年間で重複させながら、少数、分数の意味、あらわし方、簡単な小数、分数の計算を扱い、4年生以降の計算能力をなだらかに発展させるように繰り返し練習をするということから、百ます計算も学校によっては使っているところもありますし、その手法につきましては、各学校の判断にゆだねているところでございます。そのメリット、デメリットを使いながら、各種教材の1つとして考えておるところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 実はこの百ます計算、借りてまいりました。それで、今の子どもは非常に計算が速いんですよ。やり方というのは、ゼロからやるんです。4、1、6、0、8、7。その次、今度は1のところをやるんです。1足せばいいわけですから。その次に2を足す、2のところをやる。

計算は速いんですけども、誤ったやり方でスピードを競っているんだと。このようなことは何にもならないのではないかというようなことを言っているんですよ。ですから、これがやっぱりつまり子どもの原因ではないかというようなこともそのテレビでは言っていたんですけども、要するに文章問題の解けない背景には、コミュニケーション不足を指摘する声もあるわけでございます。その中で、親から一方的に細かい指示を受けている子どもも、何かこういう傾向があるんだと。お父さん、お母さんの口ぐせでは、「早く寝なさい」とか、それから「明日の用意した、早くしなさい」、「お風呂に早く入りなさい」とかというような、そういうことを言われているんだと。こういう中において、詰め込み、それからゆとり教育、結果的に考える力が育っていなかったと。

こういうような中で、ここで絵解き文章題というのがありまして、暗記ではなくて数式の意味をかみしめると、絵を描くことで理解したことを数式に置きかえる。

例として、パンダ君は身長を6m伸ばしたいと思っています。ケーキ1個で1m、ジュース1本で50cm身長が伸びます。1回の食事はケーキ1個とジュース2本がセットになっています。身長6m伸ばすまでに、ジュースを何本飲むことになるでしょう。生徒はこういうふうに図に描いてやったと。先生はこれは数式に置きかえて、1セット2本だから、2プラス、2プラス、2は6で、2

掛ける3は6と。暗記するのではなくて、数式の意味をかみしめるといようなことを行っているといようなこととございます。

ここで、愛知県の犬山市では、互いに教え合う授業といものをやっているんだと。こういう中において、全国から視察が相次ぐ学び合いの授業を山梨県身延町の久那土小では4年生の算数で行っている。

227個のキャラメルを3人で分けると、1人何個になるでしょうか。1人の子は絵をかき、一つずつかいていったと。1人の子は227割る3とやったと。何で3で割るかわからない、答えを出した子どもは説明ができなかったと。先生は本物のキャラメル227個を用意したと。そうしたら、220個は10個入りの箱に入っていたと。10個入りの箱、22箱あったと。22を先に割るといのは、まず10個入りの箱を分けるのと同じ意味だったといようなことを言っております。

できることとわかることは違うんだと、それでレベルがあると。ただできる、そのことの意味がわかる、わかったことが説明できる、わかったことを人に教えることができる、自分のわかったことで相手の学びのつまずきを援助できる、そして学び合う。自分の家で、この学び合うに向き合うには、聞いてあげること、一緒に考えてあげること、また読書の量をふやすことといようなお話があるわけとございます。

そういう中において、この数学のこととございますけれども、要するに親の収入で正答率に格差があるんだといような新聞報道があったんですけども、これらの点についてはいかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの件については、承知しておりません。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） これは昨年実施した全国学力テストの公立小6年生の結果について、追加調査した文部科学省の専門家会議はといことで、ここでそういうような話が出ております。700万以上、800万未満は、平均が55.8のところを57.1、そして1,200万以上、1,500万未満は65.9%、200万未満の方は42.6%だといような、これは一応新聞報道で、本当かどうかわかりませんが、そういう話が出ております。

そういう中において、最後に、子どもの言語力の低下についての対策といもの、そちらに入っていきたいと思っております。

聞く、読む、話す、書く、論理的に考えるとい言った言語力の育成は、新学習指導要領の柱である。県の連合協議会では、言語力の低下を指摘する教師が、幼稚園では77%、小学校では89%、中学校では89%、高校では93%だと。幼稚園、小学校では、子どもたちが自分の意思を伝える場などで実感するケースが多い。中学校、高校では、考える力や語彙力が身につけていないとする回答が8割以上を占めたと。調査で顕著な結果が出たのは、対話、読書量などが言語力の関係なんだといようなことが出ておるわけとございます。

こういう中において、当市においても、朝、多分読書の時間といものを設けてやっているのではないかと思いますけれども、その効果とか成果といものはどのようにとらえているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 本市の小中学校、35校すべての学校で、朝の読書活動を進めているところとございます。時間的には、各学校の裁量にゆだねているところで、まちまちとございますけれども、その効果とい面におきましては、数値的に

は出ておりませんが、感覚的に各学校でとらえているのは、授業前に落ちつきが出てきたと、それから学習に入る準備ができてきたというふうな感覚的とらえ方が今主流でございます。数値的にどうというふうなことは答えられませんので、よろしく申し上げます。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） こういう読書活動をなさっているということでございますけれども、千葉県流山市立北部中学校では、グループで生徒たちの読んだ本のページ数を合計して、1万ページを目指す万里の長書に取り組んでいる。やはりこういう何らかの施策をするべきではないかなというふうに思うんですけども、このことと、あと、今夏休みの宿題として読書感想文というのは書かせるようにしているのかどうか、この2点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 朝読にかかわる読書の活動につきまして、何らかの方策ということで、今、菊地議員が説明されたことも一つの方策でしょうし、各学校でそれぞれの特徴をとらえてやっておることでございます。各学校に任せております。

それから、読書感想文、これについて書かせているのかと。これもやはり各学校の国語教育の一環として、それが位置づけられている場合もありますし、その他さまざまな夏休みの課題がありますので、その中から1点児童生徒が選択をする、2点選択をするというふうな方策をとっている学校もありますので、これだという具体的な統一した方策はございません。

以上です。

議長（平山 英君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この読書感想文については、子どもたちが読書嫌いになるという原因にな

っているんだと。そして、この読書感想文について、親は、意味がないという人が2万8,314人、意味があるという人が1万5,418人となっているというようなテレビ報道がありました。

以上、いろいろ教育行政大変でございますけれども、将来を担う子どもたちのために、今後ともぜひともご尽力をいただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平山 英君） 以上で、29番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

早乙女 順子 君

議長（平山 英君） 次に、16番、早乙女順子君。16番（早乙女順子君） では、早速1番目の水道料金の統一についてから質問いたします。

那須塩原市水道事業として、簡易水道も含め、全事業が統合されましたが、水道料金の統一はなされていません。水道審議会から全事業統合に基づく水道料金のあり方についての答申が平成20年3月に出され、1年以上が経過します。そこで、水道料金統一に向けての考え方などを伺います。

まず、水道審議会から答申を受けて、それ以降、水道料金統一に関して取り組まれたことは何でしょうか。その取り組みの内容をお聞かせください。

水道審議会で検討された水道事業基本計画での将来予測に狂いは生じていないのでしょうか。

今後水道料金の統一に向けた検討はどのように行われますか。

水道料金を統一する上での課題は何だとらえていますか。

公共水道未普及地域に対しての水の安心・安

全の考え方をお聞かせください。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 水道料金の統一についてのご質問のうち、 の答申を受けて以降、水道料金統一に関して取り組んできた内容についてお答えをいたします。

平成20年3月31日、水道事業審議会から全事業統合に基づく水道料金のあり方についてとして答申があったわけではありますが、それ以降の取り組みについては、まず初めに市が経営するすべての水道事業を1つに統合すべきと考え、平成20年度において水道事業の創設認可取得の進め、本年4月から新水道事業の経営を開始いたしました。料金の統一については、本年6月議会の市政一般質問において、人見菊一議員のご質問にお答えしたとおり、現在料金改定計画の策定作業を進めているところでございます。

次に、 の水道審議会で検討された水道事業基本計画での将来予測に狂いは生じていないかというご質問でございますが、水道事業基本計画を策定した際に使用したデータは、平成17年度までの10年間の実績であります。新水道事業の認可申請においては、平成19年度までの実績で推計を行っております。水需要の将来予測については、一般家庭においては、節水意識と節水型家電品の使用がふえていると考えられ、また産業界においては景気の影響が水の使用を抑制していると考えられることから、平成28年度までにおける有収水量の最大値は少ない予測値となっております。

次に、 の今後水道料金の統一に向けた検討はどのように行われるのかというご質問にお答えをいたします。

水道事業は独立採算を原則にしており、その収

入のほとんどは水道料金で、水売り上げの多寡に大きく作用されます。将来の需要予測は最重要ですので、これまでの推計に平成20年度の実績を追加し、詳細な推計を行っている最中でございます。また、施設整備についても、昨年来の資材の高騰などがあることから、再度整備の内容と整備費について見直しを行い、原価の算出を進めているところでございます。

次に、 の水道料金を統一する上での課題は何かというご質問にお答えします。

現行の水道料金は合併前の市町が設定した6体系のままですが、その体系は単一料金、口径別料金、用途別料金、口径別逓減制料金とさまざまで、その水準もそれぞれ違います。

料金体系は受益と負担、負担の公平性の観点から決めていくべきものと考えていますが、料金を統一する際は、料金体系の統一と料金水準の格差解消が最も大きな課題であると考えております。

次に、 の公共水道未普及地域に対しての考え方についてお答えします。

水道の給水区域の設定においては、地理的に配水が可能な区域を給水の対象としており、給水区域を拡大することは多額の投資を必要とし、水道料金の高騰につながることになりかねません。未普及地域の解消に当たっては、地理的条件や将来の需要見込みなどを総合的に検討し、慎重に判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問に入らせていただきます。

現在、料金改定策定の作業を進めている、人見議員が前にも聞きましたので、ある程度予想はついているんですけども、今策定をしているメンバーはどのようなメンバーで行っていますか。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 特別に委員会とかそういったものはつからないというようなことで、6月にお答えをしたところでございまして、今の料金の改定の作業は、水道管理課、それと業務委託の中で実施しております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 委員会はつらないのは前に聞いてわかっていたんですけれども、要するに内部の中で策定をしているということは、管理課が中心になって、職員が実際には管理課長、管理係長、そのようなところで、どのぐらいのメンバーでやっているのか聞かせていただくと同時に、今業務委託の中でというふうにおっしゃいましたけれども、料金算定の中で業務委託の中でというのは、具体的にどのようなことか聞かせてください。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） メンバーといいますのは、今、議員が言われたとおりでございます。課長、それから企画係が主体になってやっております。

業務委託については、なかなか職員の中では詳細なデータを細分して、いろいろな資料のまとめというようなことはなかなか難しい、時間的にも労力的にも難しいというようなことから、そういったものについて算定にかかわる数量的な部分、データの整理、そういったものについては業務委託の中で実施をしているということでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、内部の委員会の部分のところはわかります。業務委託している部分のところ、具体的に業者名を教えてください

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 日本上下水道株式会社でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 次に移ります。

実際に水道審議会で検討された水道事業基本計画の中でという部分のところでは、もうどちらにしろ、新水道事業の認可申請のときに将来予測などをして数値が変わっていますので、20年度の実績も含めたりしているんで、水需要の将来予測は変わってきているので、その予測も行っているさなかだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） さきの答弁でもお答えしたとおり、20年、新たに20年度のデータも含めて将来予測を行っているということでございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、3番目のところにもかかわるわけですけども、今後水道料金の統一に向けた検討で、水道事業基本計画時の10カ年の予想有収水量というものは、もうおのずと変わってきているという認識でよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） おっしゃるとおりでございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） あと、先ほどの答弁で、施設整備の内容と費用が、要するに資材が高騰しているということと、そういうことを理由に、施設整備の内容と費用については再度検討して、原価の算出をするというような言い方をしたと思うんですけども、ここでいう原価というのは総

括原価のことですか。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 見直していると申しましたものは、工事費が昨年相当資材の高騰ということで、工事費が上がっております。それから、有収水量とかは、あるいは老朽管の工事の中で漏水がおさまってきたというようなことで、そういったものも含めて、施設の検討、そういったものをやっているということでございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 水道事業基本計画の方向の中で使われた19年から28年度までの10年での総事業費約147億円の投資事業費の額、それがそもそも変わるという認識でよろしいでしょうか。ということは、総括原価が変わるということなんですけれども、そういう関係性なんだということで、あと有収水量自体も変わるということですから、有収水量が変わって、総括原価が変わるんだら、審議会の中で出されていた供給単価というものは、平均供給単価というものはおのずと変わるという理解でよろしいですね。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 将来予測というのは、その年その年といえますか、その状況によって直近のデータで推計しておりますので、それはおのずとデータが変わる、それは原価も変わるということになるかと思えます。平均単価についても、そういったことから算定していけば、必然的に基本計画時のものとは変わるものと思っております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そうだと思います、有収水量が変わって、要するに売れる水の量がかわって、工事費が変わったら、総括原価はもちろん変わるし、そうすれば、はじき出した供給単価も

おのずと変わっていくというのは当たり前のことなので、その確認をただけです。

それで、水道審議会から答申書が出されたときに、私は答申というのはある程度の方向性を出してくれればいいと思っていたのですけれども、割と詳細な数値をつけた、データをつけた資料というのが添付してあるんですね、資料として私も見ているのですけれども、その数値は審議過程でのイメージをつかむ程度のシミュレーションで、それにこだわることはもうなくなったというような解釈でよろしいですか。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 水道審議会の答申については、以前の答弁の中でも申しましたとおり、尊重するというに変わりはございません。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私は答弁の内容を尊重するかどうかと聞いたのではなくて、その答申書についてきていた資料の中に具体的な数値がいろいろ盛り込まれていて、シミュレーションしてあるのですけれども、その数値というのは、先ほど言った過去にはじき出した有収水量、総括原価をもとにしてはじき出した、供給原価をもとにしてはじき出してきたものだから、それがもう狂っているわけだから、今回の新しくなるときには、もうそれは答申書を出すときに使った数字でというイメージを持つためにその数字をはじき出したものだということで、今の料金の統一の算定するときには、その数値にとらわれずに算定しているというふうに理解していいかということをお願いいたします。それを答えていただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 先ほど申しましたとおり、答申に盛られていますそのパーセントがいずれどうこうということではございませんけれ

ども、いろいろ提言されているものについては含めて、そういったものを含んだ算定はしていく必要があるというふうに考えています。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そもそも水道基本計画の中でというのは、地域水道ビジョンですよ。ビジョンですから、総括原価まで何で載せたんだろうというふうに私は不思議になったぐらいのものでしたんです。それで、先ほど言ったように、実際に数値は変わってきている、有収水量も変わってきている。そういうことが今度料金を算定するときに、前の数値にこだわってやっていたら、全然違う数値になってきちゃうというのは当たり前ですので、ただ前の数値はこうやって、あの時代はこうやって算定したんだという参考程度にしかないというふうなことを聞いただけなんですけれども、やたらにこだわっているのは、何でこだわっているのか私はわかりませんけれども、現在行われている水道料金の統一の算定は、現在の数値に基づいて算定されているという理解をしてよろしいのかどうかを、一度ひとつ確認したいのと、先ほどの答弁の中で、水道事業は独立採算を原則にしておりというふうにフレーズであったんですけれども、現在取り組んでいる水道料金の統一の算定は、独立採算を原則行っているというように解釈をしてよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 現在行っているものについては独立採算と申しましたとおり、企業会計は独立採算が原則ですので、まずは水道基本計画、そういったものに盛られています安定的な給排水、あるいは健全経営、そういったものを今後継続的に行っていくのには幾ら必要になるかというようなことから算定をしているということでございます。

それから、現在の数字で算定をしているのかということのご質問でございますけれども、それはそのとおりでございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 合併前の料金を統一するという部分のところは、本当に困難な作業を伴うということで、ただ料金を決めればいいということではありません。料金体系がこんなにもばらばらだった3市町を1つにするんですから、実際にその策定作業をする職員はすごくこれから苦労すると思うんですけれども、ただ1つ、今までの水道審議会のところでの答申書に私は余りこだわらなくて、答申内容にこだわらなかったのではなく、答申書についていた資料の数値にこだわるなということを行っているわけですので、そのところを誤解しないようにしていただきたいと思いません。

なぜかという、その答申書につけた資料、そこまでは答申書につける必要もないだろうと思うものがついてきたんですね。要するに、検討するのに使った資料を答申書につけてきているということは余り見られないんですけれども、それをつけてきてあるので、私もそれは見ることはできます。ホームページ上でも何でも公開しましたから、資料として。

そのところで、例に挙がっている事例を見ると、誤解をしそうなものがあるんですね。実際に、大口の利用者、企業の負担が軽くなった分、それはどこかが負担しなければならなくなりますので、一般家庭の負担増になるというような事例もあの中には見受けられました。逓減制をとっているところもありましたので、そういうことになるのかなと思ったんですけれども、今後料金体系の見直しの中で、大口の利用者の負担を軽減するといったときに、さっき言ったように独立採算で

すから、それでどこかを安くすると、どこかが負担が行くというのが、それは皆さん、わざわざここで私が言わなくたって、もちろんわかっていることだと思うんですけども、負担増がどこに行くかということを引きちんと検討していただきたいというふうに思います。大口の利用者の負担軽減が一般家庭の負担増につながるような料金の改定になるというようなことはないですよ。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 逓減制については、昨年の6月議会でもお答えをしたと思いますけれども、これは水道審議会の答申の中で一つの案といたしますか、内容として答申の中にありますので、そういったものも今回の算定の中では、資料というか、一つの考え方として、そういったものも含めて検討はしていきたいというふうに。やるやらないというのは、これはまた別の話ですけども、一つの考え方としての算定はしていくということで考えています。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 1つの考え方として検討していくということは必要だと思いますので、それをやっていけないというふうには私も言いませんので、そこら辺のところは検討してください。

逓減制を採用している自治体、全国で数パーセント、10%に満たない市町村しかありませんという部分もつけ加えさせていただきます。

それとあと、大きな問題の1つ、旧市町村間の料金水準の格差の解消という部分のところはすごく大きいと思うんです。それで、これは激変緩和は市長がお約束しておりますので、一遍にこの料金で皆さん支払ってくださいということにはならないと思います。それは市長の公約で、激変緩和に対してはきちんと対応しますということをお明解に答弁なさっていますので、その辺のところはき

っとお変わりになっていないんだと、もちろん1回市長選はありましたけれども、変わってはいないんだと思うんですけども、その財源根拠とか、どれだけ激変緩和をすとかということの根拠説明ができなくてはいけないんだというふうに思いますので、その辺のところの考え方をちょっと聞かせてください。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 激変緩和ということに関しても、答申書の中に入っておりますので、それはどういう形でやるかというのは、私のほうの考え方というか、そういうことではないと思いますので、今後そういったものが、まずは統一の料金が算定された中で、庁内で検討されるべきと思っております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） わかりました。

最後ののところですけども、先ほど未普及地域がある、那須塩原、割と行政効率のよかった西那須野なんかはないのかもしれませんが、塩原、黒磯はとても広い地域を抱えておりますので、水道、上水道が通っていない地域というところがあります。要するに、給水地域を大きくすることはコストがかかるので、水道料金にはね返ってしまうので、未普及地域の解消は慎重に判断するというような答弁だったと思うんですけども、ただ未普及地域に住んでいるといっても、そこで住んでいる方の飲み水の、安心・安全な水の安定供給というものをどのように考えているか聞かせてください。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 市の水道、市で経営している水道以外の利用といたしますか、未普及地域についての安全ということでございますけれども、うちのほうでちょっと調べた中では、専用

水道として県のほうに届け出ている部分も、うちのほうで把握した中では24カ所ほど、専用水道として県のほうに届け出をされています。ただ、個人的に井戸を掘って利用しているというのは、そこまでうちのほうで把握できませんけれども、そういった中で専用を水道利用されているという方も相当数おりますので、それなりに、それなりという言い方はおかしいですけれども、それはそれとして、きちんと安全性は確保した飲料水を使っているのかなというふうに考えております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 安全性はそれなりに確保して使っているのかなではなくて、その実態把握ということをしたことはありますでしょうか。日光市はすごいですね。議会がなんですけれども、実際にそういう水道未普及地域についての調査を執行部分の協力を得ながらやっているんですね。それで、対策も提言として出しているんです。その辺の提言の部分のところ、私がすごいなと思ったのは、だれもが等しく安全で安心して生活する権利を有しているからという根拠のもとに対策をとるよというふうに、まず議会は言っているんですね。その考え方、先ほどどのように考えていますかと言ったとき、そこなんです。だから、安全に使っているだろうではなくて、現状どういうふうに把握しておりますか。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） どのようにと言われても、私のほうは公共事業ということで、公益企業ということで水道事業者であり、ですから供給しているところは水の安全について、それはきちんと把握していかなければ、管理をして安全な水を供給するという、それは義務があると思いますけれども、それ以外については、やはり専用水道として届けている部分、個人のところは、

それは県の保健所とか、保健所という言い方はありませんけれども、そういった所管のところをきちんと管理するのではないのかなというふうに考えております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 大変ですね。専用水道を使っているところでは、その安全はだれが保障するのかということになるので、でも水道部長ですから、私もやらなければならない仕事の範疇は公共水道、その範疇の中だよとおっしゃっているので、それはそれとして、部長が全部の水の安全をということではないんですけれども、市長にお聞きいたします。市民です、やはり未普及地域に住んでいる方も市民です。そうしたときに、憲法なんかで保障している、だれもが等しく安全で安心して生活する権利という部分のところ、私は引っかけってくるなということで、これに対しての対策。

今議会の中でも水の安全という部分のところを、水道水源の条例をどうしようかというような、小委員会の中にも話題には出てきておりますので、別にこれはだれかだけの責任ということではなく、議会としても日光市のように、日光市は率先的に調査をして、それで提言をしているということで、議会としてもそういうことをしなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、でも一言エリア外の市民であっても市民である。そして、時々ありますよね、一般財源からお金を、規定のものはともかくとして、それ以外のものを繰り入れるなんていう話まで出てくるぐらいのときですから、そのときには未普及地域の方も税金を払っていますよね。ですから、そこについての安全ぐらいは、やっぱりどこかで担保する必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） ただいま未設置の区域外の話が出ておりますけれども、当面、権利上と申しますか、そういう中では、早乙女議員が言うとおりでございます、おのずとそういうことになるというふうに私も認識をいたしております。しかし、現状の中で、それを全部一遍にできるかということになりますと、財政上の理由もございまして、そういう部分での支障があるということで、現在は地域を外れている部分については、整備の状況にあり得ないという状況になっておるところでございます。将来的には、全地域が当然市の水道で賄える状況が望ましいというふうに私も思っております。

そういうことで、今、それでは未給水地域の安全をどう確保するのかということでございますけれども、当然そういう中では地下水の調査をこれまでも私は実施しているものという認識をいたしております、多分そういう中で飲料水は適当かどうかという判断もしているんだというふうに、私は認識をいたしております。当面そういうことで、個別のそういう方々の水も管理はされているというふうに思いますので、今後そういう部分で、未整備地域につきましては、さらに地下水等々の管理に対しましても、十分な注意を払っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） これをやっていますと1日やっているようになりますので、この辺で、市長も認識はしていらっしゃるようですので、今後具体的な提案も、議会のほうからも、こちらも政策提案をしなければならない議会になっていきますので、そういうようなものも今後おいおいやっていきたいなというふうに思って、次の2番目の

質問、次世代育成支援対策行動計画の後期計画についてお聞きいたします。

那須塩原市次世代育成支援対策行動計画の前期計画が平成21年度で終了いたします。ですから、今年度は後期計画の策定年度となります。前期計画は合併を前提として、合併前に策定作業をしたこともあり、自治体としても、子どもの育ちにかかわる計画としての理念も、ないとまでは言い切れませんが、弱いまま策定されたと言えます。それも仕方がなかったというふうに私は感じています。

しかし、合併しもう5年目。後期計画では理念をしっかりと今度は持ち、子どもの育ちにかかわる計画として、前期計画で不足していた点を補う、自治体としての責任を明確にした計画とすることが求められているのだというふうに思います。

そこで、以下3点についてお聞きいたします。

前期計画の評価はどのように行いますか。

前期計画の課題を後期計画に盛り込むための検討をどのように行いますか。

後期計画の方向性、施策の取り組みの考え方を伺います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 16番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

2の次世代育成支援対策行動計画の後期計画について、3点ほどございますので、お答えをいたします。

初めに、の前期計画の評価方法であります。計画に計上されております目標、事業量についての達成状況の検証を中心に評価を進めてまいります。

次に、の課題の検討につきましては、前期計画の評価やアンケート結果の検証、社会経済情勢

の変化に伴う新たな課題の抽出などを行い、計画の内容を検討してまいります。また、前期計画の評価や課題の検討に当たりましては、全庁的に組織する庁内の策定委員会、学識経験者や児童福祉施設、ボランティア団体関係者などで組織をいたします那須塩原市次世代育成支援対策協議会において協議をしていただくことといたしております。

3点目の後期計画の方向性につきましては、策定指針として国が示した基本理念や基本的な視点を踏まえながら、子どもの育ちや子育ての支援の観点から、本市が取り組む施策や考え方を盛り込む予定であります。また、将来を担う子どもたちの育成には、保護者はもちろんのこと、NPOやボランティア、事業者などがともに取り組むことが大切でありますので、その指針となる計画を策定してまいりたいと考えております。策定に当たりましては、対策協議会の意見を伺い、策定委員会で内容を検討してまいります。こうしたことから、今回設置をいたします庁内の策定委員会や対策協議会は、計画の策定後も推進方策や計画の見直しなどについて協議をするため、引き続き設置してまいります予定でございます。

以上です。

議長（平山 英君） ここで昼食のため、休憩いたします。午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、次世代育成支援行動計画の後期計画についてというところの再質

問から始めます。

前期計画の評価に対しては、目標事業量について達成状況を検証するというようなご答弁だったと思うんですけども、目標値に対して達成値を掲げるとか、実施できなかったときは実施の有無を明らかにするという、その程度の評価ということになりますか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 次世代育成支援対策行動計画の目標値に対する評価ということでございますが、基本的には72項目ほど項目を挙げて、目標値等を設定しておりますので、それに基づいての達成ぐあい、達成状況、あるいは未達成の部分、そういったものを評価していく。その中で、どうしても達成できない場合には、どうして達成できなかったのかとか、そういったものの検証もしていくということになります。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 男女共同参画計画とか、さまざまな計画のところの公表程度の、ああいうようなものになるのかなというイメージは思うんですけども、理念とか基本的な視点というものを掲げていますよね、計画の中で。そういうものに照らし合わせて評価するというような、そういう手法というのは実際に確立しているのでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 理念等に対しての評価の方法は確立しているかということですが、すべてが確立しているというわけではないかと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私もこういう手法って、思ったよりも評価手法、確立していないかなという気はするので、無理なことを要求するつもりはないですけども、やっぱり理念とか基本的な視点というものを掲げたら、それがどういうふうにあれしたという部分を考察を加えるというふうな評価を行っていただきたいというふうに思います。実際に、先ほども目標事業量について達成値を掲げるということになってくるんだと思うんですけども、その評価の結果の公表、どのようになさいますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） まず、前期計画、5カ年の計画で、今年度が最終年度になっているわけですが、毎年度次世代育成の行動計画の達成度と申しますか、そういったものそのものの公表につきましては、毎年度ごとに公表はしておりますので、最終年度に当たりまして、その状況を踏まえて公表はしていくということになります。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、 のところで、先ほど前期計画の評価とか課題の検討というのは、全庁的に組織する策定委員会で検討するののも一つだし、あと育成計画を策定する協議会でしようか、そこで検討して課題の抽出をするというようなこともするというようなご答弁でしたので、全庁的に組織する策定委員会というものは、具体的にどの課のどの担当係長クラスなのかとかという部分のところ、挙げられる限り、要するにこの計画というものにかかわるであろうところを、1つ、2つ、もし落としちゃったということがあってもしょうがないですけども、挙げられる限り、全庁的にといった中で、どういう課のどういう部署にいる人がかかわるのかというのをちょっ

と列挙していただけますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） ご存じのように次世代育成、いわゆる子育て支援も含めまして、保健福祉部だけでどうこうという問題ではありませんので、国においてもあれなんです、全庁的に取り組むということになりますので、そういった観点から庁内の組織をつくってやっていくということなんです、委員のメンバーでございますけれども、すべて課長です、企画情報課長、総務課長、それから環境管理課長、農務畜産課長、都市計画課長、それから教育総務課長、水道管理課長、それから保健課長、それと子ども課長、それと私でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今の組織、全庁的に組織する委員会、ほとんどの部の課長がかかわってくるんだらうなというふうに思われますので、ということは、先ほども子どもの育ち期や子育て支援の観点から取り組む施策の考え方をそこで協議されてくるんだということで、全庁的に組織された策定委員会で、その策定委員会の場が検討の場になるということから考えましても、少子化、子育てにかかわる総合的な計画であるというふうに理解してよろしいですか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 少子化、それから子育て全般にわたるということでは、那須塩原市における意味では総合的になるものと思っております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） それで、企画とか総務とか環境とか農務とか都市計とか入ってきますけれども、福祉の部分のところでは先ほど子ども課ということなんですけれども、実際そのところ

で、高齢福祉課は別としても、社会福祉、障害福祉、その課長なんかもちろん入ってくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 失礼いたしました。社会福祉課長を申し上げるのを忘れました。社会福祉課長も入っています。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、社会福祉課長とかというものをあれしたのは、先ほど総合的な計画であるということを行ったときには、さまざまな子どもに関する計画があると思うんですけども、そういうほかに障害者の計画、それこそまちづくりの計画、そういう部分等全部関係してきてしまうので、総合的に、全庁的に組織されなければいけない。そういうところのさまざまな男女共同参画計画、障害者福祉計画、そういうものと連動してきてしまう。そういうものの中に含まれている子どもに関する政策のところ、ここが主になってほかの計画のところとの整合性もとっていくことですので、総合的な計画であるというふうに言われていることですので、ぜひ。

それで、1つ、新たな課題にという部分のところの抽出をされなければいけないんですけども、今現在、新たな課題の抽出をするときに、今もう想像つくような新たな課題とは、今子どもを取り巻く中で新たな課題というのは、どういうことだというふうにご認識されていますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 計画をつくる上での新たな課題ということでございますけれども、5年たってそれぞれ環境そのものが変わってきているとは思いますが、先ほど言いましたように、これから、特に今月の下旬なんです、次世代育成支援対策協議会を今月下旬に第1回のを

開催する予定でありますので、庁内の策定委員会につきましても、今月の中旬に開催をする予定でありますので、その中でいろいろもんでいきたいと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 新たな課題の抽出の中に、ぜひこれは忘れずに盛り込んでおいていただきたいなと思いますけれども、今は社会経済情勢の変化に伴って、子どもを取り巻く社会環境はとも変化しております。特に子育て家庭の貧困、貧困の連鎖、子どもの貧困。どういうことが起きてしまうのかということ、子ども自身が生きにくくなってきています。やっぱり生きる希望が持てない社会になっています。そういう部分を何とかしていかなければならない。

具体的な部分のところという、要するに国保に加入していない、医療の部分のところでも、きちんとしたものに親のほうで連れて行かないとか、いじめに遭ってしまうとか、あと親自体が貧困のためから来る部分の、家庭的な経済状態のところからくる虐待が起きるとか、あと独立したくてもなかなか独立できない若い人たちがいる、あとどうしても児童養護施設に入らなきゃならなかったりすると、そこへの支援がなくて、なかなか学校に行く、進学が思うようにいかないというような、そういうような社会になっている。そういう部分のところ新たな課題の中に入ってくると思いますので、ぜひその辺への対策、ぬかりないようにしていただきたいことをお願いいたします。

子どもの育ちの観点から今回も策定することですので、ぜひ子育て支援対策や子育て支援、要するに大人に対しての支援だけでなく、子ども自体に対する施策まできちんと盛り込まれる

ように、そしてそれは子どもの権利条約を柱に、条約の理念を施策として具体化していくということだ、子ども自身が力をつけて生きていくことを支えられるような施策を組まれることを今後ご期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問ですけれども、保育園の民営化の問題についてお聞きいたします。

県内の自治体では、民営化に伴う問題に直面したとき、ある自治体では民営化を中止し、ある自治体では条件をつけて強引に民営化を進めるなど、対応はさまざまです。那須塩原市では、現在民営化に向けた保護者との話し合いがなされていますが、保護者の理解が得られたとまでは言えない状態です。保護者からの理解が得られない理由は何なのかお聞かせください。

継続性のあるなじみの関係の中での、安心した保育や保育サービスの質の向上を、民営化の中でどのように考えているのでしょうか。

次世代育成支援対策行動計画の前期計画では、計画策定の中で、保育園のサービス評価の実施の中で、保育園の保育の質を評価し、公表することになっています。具体的には、各園、自身のサービスの質の向上に向けた取り組みとして、21年度の保育サービス評価の実施目標、事業箇所を3カ所としています。保育サービスの評価の実施の取り組み状況を伺います。

民営化のガイドラインでは、民間に移管後の保育園運営に、保育サービスの第三者評価の実施と公表を義務づけていますが、義務づける理由をお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） それでは、保育園の民営化問題につきましてお答えをいたします。

まず最初の、 の保護者の理解が得られない理

由でございますけれども、これまで保護者説明会及び保護者会役員説明会を各4回、5園の保護者、それから役員の合同説明会を1回行ってまいりました。

この中で、市の民営化計画に対しまして、おおむねご理解をいただいたものと考えておりますけれども、一部に理解が得られていないことも事実でございます。

その主な理由といたしましては、保育士の交代による保育環境の変化や、保育内容の変化に対する不安感であると考えております。今後も保護者の不安を払拭して、理解を求めて進めていく姿勢に変わりはございません。

次に、 の安心した保育サービスの向上に対して、民営化の中でどのように考えているかということでございますが、なじみの関係の中での安心した保育の継続性は、先ほど申し上げましたとおり、保護者が不安を感じていることでもありますので、民営化に移行する中で、1年以上の引き継ぎ期間、3カ月の合同保育期間を確保するとともに、市の臨時職員のうち民営化保育園での就労を希望する職員については、引き受け事業者に対し積極的な雇用を働きかけます。

保育内容や年行事なども、基本的には現行の内容を引き継ぐこととし、保育環境の急激な変化による児童や保護者への負担軽減に努めます。また、引き継ぎ期間に引き続き民営化後も、保護者、事業者及び市の三者会議による協議を重ね、問題の解決を図るとともに、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

次に、3点目の保育サービス評価の実施取り組み状況でございますけれども、現在までの第三者評価を実施した保育園は、民間保育園が2カ所でございます。公立保育園においては、今年度保育士の自己評価の試行に取り組んでおりますので、

その状況を踏まえながら、今後保育園の自己評価を実施した上で、第三者評価の導入を図っていきたいと考えております。

最後の、番目の民営化ガイドラインにおいて第三者評価を義務づける理由についてお答えをいたします。

次世代育成支援対策行動計画にありますように、第三者評価を実施する目的は、保育の質の向上と保護者への情報提供が主なものです。第三者評価を実施することにより、職員のモチベーションとリーダーシップを高め、保育への質の向上が期待をできます。また、保護者が知りたい情報をわかりやすく提供できることで、保護者と保育園との信頼関係や協働関係が築けるものと考え、義務づけるものでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今理解が得られない理由に、保育士の交代による保育環境の変化とか、あと保育内容の変化に対する不安を挙げていらっしゃるけれども、子どもは自分の存在を受けてもらえる保育士の存在、そこでの友達との安定した関係の中で、みずからがその環境にかかわって興味や関心を広げて、さまざまな活動や遊びを通して新たな能力を獲得していく、そんな場所が保育園なんです。ですから、保育士の交代による保育環境の変化や保育内容の変化というのは、本当に民営化に不安を持つというものは当たり前の感情です。保護者は反対するものだというふうに位置づけるのではなく、民営化に不安を持つのは当然のことというふうにと受容するという姿勢を示せていますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど答弁いたしましたように、保護者、あるいは保護者会の役員

会を通じまして説明をしている中では、おおむねご理解をいただいているという答弁をいたしました。その中でも理解が得られていないというのが、先ほど言われたところについての不安があるということでございますので、これは公立から民営化するに当たっては、当然そういったものが起こるものだというふうには考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ぜひ保護者への配慮を怠らないでいただきたいと思います。

あと、なじみの関係の中で、安心した保育の継続という部分のところで、臨時職員の雇用を働きかけるということがありますが、民営化で引き受ける事業者によっては、保育士がそこに移りたがらないということが出てくることも予想されます。その場合の対策というものは、何かとっていますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 民営化を引き受ける事業者によっては、うちの保育士が行きたがらないのではないかとということだと思っております。民営化そのものの中で、事業者の決定に当たりまして、ガイドラインの中でも変更しているところもあるんですが、複数の事業者から選んでいくといったことで、その中で選定をしていくという作業を行いますので、そういった中にもその辺の条件といったものも若干つけさせていただきたいと思っておりますので、行かなかった場合はどうするんだということにつきましては、今のところちょっと考えてはおりません。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そういうことで、複数の事業者から選ぶということで、ここだけといってだれも保育士が残らなくなって、なじみの関係

の継続がなくならないような配慮を求めたいと思います。

保育の質の次に維持向上という部分を述べていきますけれども、どのように保育の質の維持向上を保障するおつもりでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） これは多分3月の議会だったか、6月議会だったかにも、同じような質問をされているかと思うんですが、保育士そのものの研修等も含めまして、内容をやっていくということになるんですが、維持向上といいますが、そういったものも含めて第三者評価のほうも義務づけさせていただくということもありますし、それからもう1点いきますと、どこをもって維持向上だということにもなるかと思っておりますので、先ほども言いましたように、現在の保育園の内部評価というものも実施して、それと連動させた民営化後の保育の質との比較といいますが、そういったものもやっていかないと、比較そのものといいますが、維持向上も図れないのではないかと思いますので、その辺も検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そこで第三者評価のことが出てきたので、先ほどの次世代育成支援対策行動計画の前期計画の中で実施したのは2園、それも民間保育園が2園、だったらまだあと半年あるんだから、その1園、公立でやればというふうに私なんかは思ってしまうんですが、その考えはどうもないようなので、行動計画の受けとめ方ってそれほどのものだったのかなって、ちょっとがっかりはしているんですが、かといって、急いで第三者評価をやったからいいものではないというも私はわかっていますので、無理

やりにアリバイ的に1園やるということは必要ないというふうに思いますので、ぜひ保育士の自己評価をするというのは、それはそれで保育士、先生方の質を高めるということでは、それはとても大切なことです。ただ、保育士の自己評価と園の自己評価は別ものですので、保育園の評価となる第三者評価とはちょっと違います。保育園の自己評価を内部でやるんだと思うんですが、実際の外部評価になる第三者評価の導入というのは、次世代育成支援対策行動計画の後期計画にゆだねるという考えでよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 結論から言いますと、第三者評価につきましては、後期計画のほうに書き込んでいきたいと思っておりますが、先ほどの保育園の内部評価そのものにつきましてのかわりなんですけれども、保育指針の中にも書いてあるように、保育士のまず自己評価を踏まえてから内部評価をとようになっておりますので、そういった意味で今現在保育士等の自己評価を試行しておりますので、それを受けまして内部評価の試行もやって、それから本格的に内部評価をやっていきたいというふうな段取りでいきたいと思っております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 第三者評価の部分のところはいずれ行かなければいけないんだと思うんですが、ただ第三者評価を義務づけるのは保育の質の向上と保護者への情報提供が理由だということで、先ほど民営化に当たって言っていましたけれども、民営化を保護者に納得させるためのアリバイに使ったという自治体があるんですね、実際に。私もその理事長さんとかと話をしたんですけれども、実際に現在の保育園の評価をしておかないと、第三者評価をしておかないと、今の

質がどの程度なのかの客観的な判断ができません。そして、保護者への理解も得られません。前がないと比較しようがないんです。だって、内部評価というのは、自分たちが自分に都合により評価をしたって構わないんですよ。それをまずやって、それを外部の人が評価して、それで間違えなかったよねとって確定していくわけですよ、評価ってね。それと、民間がやったときのものが比較できれば、現在の質の到達レベルがこのぐらい、民営化されてのレベルがこのぐらいになった、下がっていないということが保護者もわかって、それで民営化しても安心していられたということになるんですけども、ぜひ民営化する前にきちんと第三者評価を義務づけるということをしないと、民営化したいがためのその場逃げだというふうに思われます。民営化の前にぜひ第三者評価を受けてください。そうじゃないと、保護者のほうも納得することはできないと思いますので、この場で、後期計画の中にも盛り込むことになるでしょうから、今どうこうという答弁は結構です。

もう時間がありませんので、最後の質問に移らせていただきます。

介護保険の要介護認定についてお聞きいたします。

要介護認定基準が4月に改定され、従来より軽く判定される事態が発生し、4月開始直後に従来の要介護度を維持できる経過措置を急遽とった経緯があります。さすがに厚生労働省も軽度認定される人が相次いだため、要介護認定の基準が大幅に見直され、10月から実施される基準では、以前のレベルまで戻るとのことです。また、今回の4月の改定ではさまざまは加算がつくことになりましたが、その影響については、要介護認定基準の改定の影響の大きさに隠れてしまっています。今年度の介護保険の改定に伴うさまざまな問題に

ついて、以下、お聞きいたします。

従来の介護度とする経過措置を利用した人の割合はどの程度でしょうか。また、新規に要介護認定を受けて非該当となった人の割合は、前年度と比べてどうでしたか。

新規に要介護認定を受けて、非該当や軽く判定された、10月の更新時までサービスの利用ができない、利用限度額では支援が不十分だという人への対応はどうかしましたか。

要介護認定調査員の研修はどのように行われましたか。今回の改定の混乱で調査員が感じた問題点を、無記名でよいので把握してはどうでしょうか。

さまざまな加算がつくことで、利用限度額をオーバーする事態が発生し、サービスの回数を減らさざるを得ない利用者への支援に支障が出ていることを存じでしょうか。

認知症に対する加算に関して、認知状態の判定が主治医と調査員で異なる場合は、主治医の意見をとるようにとのことでしたが、主治医と調査員の判断の相違は何から起きるのか、その理由をお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 介護保険の要介護認定につきまして、幾つかご質問をいただいておりますので、順次お答えをしたいと思います。

まず、1番目の従来の介護度とする経過措置を利用した人の割合、新規に要介護認定を受けて非該当となった人の割合についてお答えをいたします。

平成21年4月から要介護認定の方法の見直し後の検証期間、経過措置を実施しておりますが、7月末日までに573人が更新申請を行い、そのうち511人、約90%の方が従来の介護度を希望いたし

ました。また、新制度による7月末までの新規申請者213人のうち、非該当者は19人であり、割合は約9%となっております。昨年度同時期では新規申請者304人のうち非該当者は6人で、約2%となっており、軽度に判定される割合が高まった結果となっております。

次に、の新規に要介護認定を受けて、非該当や軽く判定され、10月の更新時までサービスの利用ができない、利用限度枠では支援が不十分だという人への対応についてお答えをいたします。

新制度におきまして、サービスを受けたいのに非該当や軽く判定された方への対応でございますが、介護支援専門委員との連携をとりながら、申請者のフォローに努め、再申請、区分変更申請などの対応を行っております。また、非該当者には、地域包括支援センターの介護支援専門員と連絡をとり、追跡訪問や地域支援事業による介護予防教室を提供できるサービスを紹介しております。

次に、の要介護認定調査員の研修についてでございますが、今回の認定基準の見直しに伴う研修は、9月16、17日に県のほうで研修会が開催されますので、認定調査員を出席させるとともに、市独自で調査項目、定義の修正等について研修会を行い、調査の平準化を進め、要介護認定が適正かつ円滑に実施できるよう準備していきたいと考えております。

次に、4月の改定についての問題点は調査員からの声として把握はしております。具体的には、調査項目の定義が明確になったため、調査員の判断が異なることは少なくなりましたが、調査項目の一部には疑問を感じる項目もあるとの意見が出ております。

次に、のさまざまな加算がつくことで利用限度額をオーバーするようになり、サービスの回数を減らさざるを得ず、支援に支障が出ていないかと

いうご質問でございますが、現在このようなケースにつきまして、利用者あるいは介護支援専門員から申し出もなく、私どもとしては把握はいたしておりません。

次に、の認知症に対する加算に関して、主治医と調査員の判断の相違についてお答えをいたします。

認知症の状態につきましては、日々時間帯によって変動しやすく、調査員の判断基準が訪問調査時の様子から判定するものであり、主治医の意見書については、現状から考えられる日常生活、自立度をもとに判断しているため、相違が生じてくるものと思われれます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君）では、やはり予想していたとおり、軽く判定できる。だから、4月からそれをやるのをやめなさいとあれほど国には、たくさん介護関係者とか団体から言ったのに、厚生労働省は無理やりにやって、このざまですよ。本当に皆さんこれに振り回されたんですよ。一番振り回されたのはきっと調査員だというふう思うんですけども、先ほどのところで、更新申請をした人の90%の人が経過措置を希望したということなんですけれども、この数値って思ったよりも異常ですかね。それとも、実際に更新申請した人が、今までどおりだったら、今までどおりを希望しなくなったら変わらなければ、この90%という部分のところの介護度別の傾向でもいいですし、軽く判定されたから経過措置で、要するに1に判定されちゃったから、今までは2だったので2にしてくださいというふうにしたのか、この90%という数字を聞いて私はちょっと驚きなんですけれども、ちょっと内容を聞かせてください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 軽く判定された割合でございますけれども、まず軽く判定された割合が38.6%です。従来の介護度よりも軽く判定されたのは38.6%、それから重度に判定された割合が13.1%、それから同じに判定された割合が48.3%ということで、半数ぐらいいるわけですが、希望そのものは、最初に570何名を、更新申請を受けたときにすべての人から希望がありますかということで受けとっているものですから、それで希望するという方が90%いたということでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 90%は、要するに更新申請をする前に聞いた人が実際に経過措置を希望するというふうにとったので、ある意味、重度になった人も、同じになった人も、軽く判定した人も、その中の90%の中に含まれちゃっているということで、実際に軽く判定されても、そのとおりだと思って、それを受けとめた人、重く判定されたけれども、それでは、重く判定すると1回の利用料が高くなるサービスもありますから、重く判定されたからいいというものではないので、だから逆に今までどおりでいいよということで、軽いままにした人とか、さまざまな理由があると思いますので、その辺の部分のところは理解しました。

それで、新規申請で、非該当とか予想より軽度判定された人で、再申請とか区分変更を申請した人というのは実際にどのぐらいいて、その方たちはその結果どういうふうになったんでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） まず、非該当で19の方がこの4月から7月末までになったということをお先ほど言いましたが、そのうち再申請をされた方が5人でございます。その5人の方の結果

ですが、要支援の1が3名の方、要介護1の方が1名の方、それから非該当が1名でございます。それから、そのほかの非該当、19人のうち5人を除いて14人の方、生活機能評価を受診した方が1人、それから介護予防教室に参加した方が1人というような状況になっております。

それから、新規で介護度はついたんだけどもということでの区分変更の関係ですが、状態が悪化したために区分変更をしたという方も2人おりますし、それから認定が軽く判定されたために区分変更申請をしたという方が3人おられます。その3人の方がどうなったかといいますと、要支援1の方が要介護1に2人の方が、それから要支援2の方が要介護2に1人の方がなっております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ここですごく不思議なんですけれども、先ほどのところで、調査員へのアンケートをとるとか、調査員からどんなふうなことなのか聞けということをしたときに、調査員の既に意見は聞いているということで、定義が明確で調査員の判断が異なることが少なくなったというふうな言い方をしていたということは、新しい区分、調査でやっているということは、余りぶれがなかったということですよ。ということは、今言われた区分変更をした人とか、再審申請をした人というのは、実際に調査員の段階で、要するに1次判定のところでは変わらなかったけれども、意見とかいろいろなのがついて、2次判定で変わったという理解をしてよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 1次判定でいきますと、この4月から認定基準が変わっておりますので、1次判定と2次判定で比較しますと、非該当に出る方も、更新申請の方でも、相当数の方が

出ておりますが、2次判定の結果、その方、例えば更新申請でいきますと、1次判定だと190名の方が非該当になっている。2次判定の結果、48名ということで、相当数減っておりますし、介護度そのものも大分変わってきているという状況でございますので、そういうことだというふうに思っております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） やっぱり認定審査会のところへの意見、そこで必要なのに介護度がどうしても出ないという部分のところを、そこで救っているという実態がきつと明らかになったんだというふうに思います。そこは のところはわかりました。

のところ、ここで申し出がなかったからということではなく、私なんかもこのデイ・ケアは高いからデイ・ケアに行けない、デイにする。このショートステイは加算をとって高いから、だから限度額をオーバーしちゃうからということをして日常茶飯事にやっているケアマネを私は何人も知っておりますので、実際にケアマネにアンケートをとるとか何らかの形で、ここでどういう人たちが困ったのかというような実態把握をする気自体は、実際そういうことが起きていますので、市によっても別にそれだから何としてももらう方法がないから言わないだけで、実際にはそうなっています、皆さん苦勞していますし。ですから、ただ実態だけは調査して、国のほうにただ単価が上がるだけではなく、限度額自体が上がらないということになるんだよということを言うためにも、ここは現状把握をしておく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山昭夫君） 限度額を把握をということでございますので、参考にはさせていた

だきたいと思っております。ちなみに、これは私どものほうでつかんでいる、これとはまたあれなんでしょうけれども、数字的に言いますと、支給限度額と言いましようか、利用限度額、昨日も申し上げましたが、7月末現在で2,817人の方が介護サービスを利用しているわけですが、その中で100%、限度額100%を利用している方が4人の方です。95%から99%までの方が14人、合計しますと18人、90%以上を入れますと31人の方が限度額に近いサービスを利用しているというような実態になっております。

以上です。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 限度額100%まで使うと、危なくて途中の対応ができないので、100%組むということではなく、結果には9割とかで抑えているということになっていきますので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。議長（平山 英君） 以上で、16番、早乙女順子君の一般質問は終了いたしました。

東 泉 富士夫 君

議長（平山 英君） 次に、25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 公明クラブ、東泉富士夫でございます、市政一般質問を行います。

1、塩原温泉交流広場、休憩施設整備について。

塩原温泉交流広場は、地元を初め、多くの観光客に利用され、観光地の活性化になっている。今後さらに多くの観光客を迎えるためにも、塩原温泉交流広場の空きスペースに観光客の憩いの場として、あずまや風休憩所をつくれぬかお伺いたします。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君の質問

に対し答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 25番、東泉富士夫議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の塩原温泉交流広場休憩施設の整備についてでございますけれども、塩原温泉交流広場につきましては、観光客の多くがマイカーを利用する状況から、風光明媚な自然景観など、塩原温泉を歩いて楽しんでいただくための回遊拠点としまして、また観光客との交流、イベントの場として、整備を行ったものでございます。この交流広場につきましては、この設置に当たりまして、地元と協議をいたしまして整備を行ったものでございまして、観光客などが休息するための交流室やベンチを設置しているため、現時点では新たにあずまや風休憩所をつくる計画はございませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 今、ご答弁をいただきました。現在のところでは、交流室ですか、ベンチをつくる計画はないというようなご答弁をいただいたところでございます。

何点かちょっとご質問をさせていただきたいと思えます。

現在の交流広場、休憩施設の利用状況はどのようになっているのか。また、地元を初め、観光客の評価などについてはどのようにお感じになっているか、まずお伺いをしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

交流広場の利用状況ということでございますが、これは塩原の産業観光建設課のほうに申し出があ

ったものということで、観光客の皆さんが回遊のために駐車して歩いているというものを把握しているものではございませんが、支所のほうで把握しているものを申し上げますと、交流広場につきましては、商店街の活性化事業、さらにばたんまつり臨時駐車場として、清掃活動集合場所として、さらに温泉街活性化事業、祭り太鼓演奏等ですが、こういったことで、今年度、今までに1万3,000人ほどの利用がありました。

さらに、交流室につきましても、地域交流事業としましてとか、ばたん祭の来場者の休憩所、音楽フェスティバルの練習、こういったことで現在までに3,200人ほど交流室を利用しているということでございます。

観光客の評価につきましては、今までに大きな事業としまして、ばたんまつり等が開かれておりますけれども、こういった休憩室もあるということで、好評であるというような話は観光協会のほうからも聞いているところでございます。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 今、幾つかの利用状況についてお聞かせいただいたところでございますが、いろいろな、地元を初め、私が若干聞いたところをちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

それは現在のこの塩原温泉交流広場、休憩施設、これは非常に急な階段を上ったところの2階にあるかと思えます。幼児とか障害者、高齢者等の方々にとっては、大変な思いをされているというようなことも聞いておりますが、この点についてはどのような認識をされているか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまのご質問の交流室の利用に際して、幼児、高齢者にとって

大変であるというようなお話を伺いました。この広場は開設以来、観光客、あるいは地元の皆さんからの利用につきましての意見は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、具体的に幼児の方、高齢者の方から支所へ、こういったことで不便であるというような話は聞いておりません。ただ、そういったこともありますので、広場のところにベンチなどを2基ですが、設置した経過もございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） そのような不便であるということは聞いていないというお話でございますが、実際、あの場所に行ってみると、やはり高齢者、障害者、乳児等はかなり身近というか、気軽というか、そういうわけにもいかないのかなと。私自身は、そういったお話も聞いております。ですから、何かもう少し手を加えていく必要があるのではないかと、私はこのように感じております。

また、ベンチなんですけど、確かにあそこにベンチ、400号沿いというか、あそこに2つほどあります。ただ、交流広場からすると、駐車場、ちょっと離れて、仮的なのというか、実用的にはどうなのかなと、こんな感じもするわけなんですけれども、このベンチなんかはあれで有効的に皆さんがお使いになっているか、使えるのかどうか、その辺をちょっともう一度伺いをしたいと思えます。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ベンチにつきましては、当初整備の中では設置してございませんでした。その後、地元の方からの要望によりまして、ベンチを設置したという経過でございます。こういったことで、広場の中でのベンチの設置につきましては、基本的にこの交流広場といいますのは、やはり回遊施設の拠点、さらにこの温泉街を訪れ

る方の部分もございますけれども、やはり駐車スペースの確保といいますか、そういった広場の目的でつくっておりますので、休憩施設等の大きなものの設置というのは難しいと思います。そういった中で、トイレのわきに今、400号沿いに設置をしましたけれども、2基設置したという形の中で、そういった休憩については十分対応できるものと考えております。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） そういう考え方もあるだろうと私も思いますが、ただやはりこの交流広場という意味合いからいいますと、やはりここは塩原温泉地区にとりましても、中心街にある温泉交流広場、唯一の交流広場であると、このように私は思っております。やはり誘客対策を考えますと、老若男女、すべての人がやはり身近に、気軽に交流広場として使っていただくためには、もう少し何か見直しというか、何か考えていただいてもいいのではないかなと、このように思うんですけれども、再度伺いをしたいと思えます。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） この塩原温泉交流広場につきましては、第1次のまちづくり交付金事業の中で整備したという経緯がございます。このほか湯っ歩なども整備した形になっておりますけれども、今後第2次のまちづくり交付金事業も計画していく中で、塩原温泉活性化協議会というものもございますので、そういった中でまた再度議題として検討していきたいというふうに考えております。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ぜひとも今後この塩原温泉交流広場につきましては、地元を初め、観光客の皆さんから本当に喜んでいただけるような、あずまや風とまではいかななくても、何かベンチと

いうか、丸いテーブルか何か置いて、やはり車からいろいろな方が、地元を初め、観光客の方がそこを訪れるわけでございます。そういったあれでは、わざわざ2階まで行って休憩する、こういった方もいるかとは思いますが、やはり車から、駐車場におりたら、身近にやっぱり気軽にそこで休憩ができる、中心街の交流広場として私はそのようなものが理想ではないかな、このようにも考えますので、今後十分検討していただきまして、何らかの形でそのようなものをつくっていただけることを強く要望いたしまして、次の項目に移りたいと思います。

2、防犯灯の設置について。

烏ヶ森市営墓地前の市道は通学路にもなっているが、防犯灯は全くないため、通学している保護者から防犯上大変懸念される声が以前から聞かれる。ぜひとも児童生徒のために、市が防犯灯の設置をできないかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 防犯灯の設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

防犯灯は那須塩原市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、地域住民の皆さんが主体となって設置し、維持管理をしていただくことを基本とさせていただいております。これに対しまして、市は那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱に定めるところに従い、新たに設置する費用と、毎年維持管理に要する費用の一部を補助することで、地域住民の皆さんがみずから安全な地域づくりを推進するための手助けを行っております。

したがって、毎年自治会長あてお知らせしているとおり、防犯灯については地元でよくお話し合いをしていただいた上で、担当しております生活課のほうへ申請をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 今、部長のほうからご答弁をいただきまして、その点については理解をさせていただいたところでございます。私もこの防犯灯につきましては、基本的に各自治会で市のほうに要請をして、補助をいただきながら設置をしているということは承知をしているところでございます。ただ、この烏ヶ森市営墓地前の市道が通学路にもなっているが、今まで防犯灯について保護者から要望があったかどうか、まずこの点についてお伺いをしたいと思います。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 私のほうにはこの内容は届いておりません。大分前にあったこともあったか、それはちょっと私どもとしては把握しておりません。

以上です。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 地元では何回か要望を出しているというふうなお話も聞いているんですけども、生活環境部以外には、そういった例えば街の街路灯とか、部は違うかと思えますけれども、その辺はお聞きになっているかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 建設部サイドについても、そのような話は伺っていないと思っております。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 今まで全くそういった情報はないということでございますが、地域からはそんな話もちょっと聞いたものですから、今ご質問をさせていただいたわけでございます。

いずれにしても、烏ヶ森市営墓地前の市道

は、夕方になりますと防犯上大変懸念される状況にありますと私は保護者の方から聞いております。確かに、ここは現状現場に行っていたら、夕方非常に、もしこの場所の市道を夕方児童生徒の方が通ったとすれば、これは親御さんというか、保護者にとってもこれは大変な懸念というか、心配をされるという感じがするわけですが、この辺の現状についてはどのような認識をされているか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。先ほど私のほうで聞いていないというふうにお答えをしたのは、防犯灯の設置補助につきまして、お断りした事例がないわけでごさいます、設置申請、補助申請をした場合、みんな認められておりますので、そういう意味で把握していない、要するに申請されていないということで、防犯灯のほうの話ですけれども、そういう意味でお答えをさせていただきました。

さて、今のご質問でございますけれども、確かに那須塩原市、あちこち広くて、通学範囲も広いわけでごさいます、いろいろなところから防犯灯が欲しいという話は一般論としてお伺いをしております。それにつきまして、ぜひ地元のほうから設置補助の申請ということなら、補助金に対応できるので、維持管理が一部地元でかかりますので、また設置費の一部ももちろんかかりますので、地元の中でよく話し合って、当方へ持ってきてくださいというような話をしております。今まで、特に今年度なんか1件も却下といたしますか、補助対象にできなかったという事例はありませんので、できる限り我々は、予算の許す範囲になりますけれども、申請された場合には対象にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） この防犯灯につきまして、自治会のほうからの要望ということで先ほどもお話があったわけですが、これは地元のほうから私も確認というか、させていただきました。ここは地区というか地域名は、西三島というふうになっているそうなんです。ただ、そこを通る児童生徒の方は、3区とか4区の生徒の皆さんが通るといことで、今までいろいろ地元で話はいろいろあったということも聞いているんですが、その辺の折り合いがなかなか難しいと、使う方と設置する場所のほう。しかし、防犯上大変地域の方というか、その保護者の方が心配をされているということがあるわけでごさいます。そういったことを考えると、私は今後やはりこれは自治会のほうから申請があるかないかということも大事だと思うんですけれども、その辺の兼ね合いというか、その辺をやはり市のほうで、結局非常に防犯上、何か1つ事故、事件が起きると大変な状況になるわけですね。ですから、ぜひとも、そういった要望も現在聞いておるわけで、できましたら地元に行ってその辺をぜひとも、要望がないからそのまま今日まで来てしまったんだということじゃなくて、ぜひとも私は現実に聞いておりますので、どの課になるか部になるか私もわかりませんが、ぜひともその辺、よく要望、調査をしていただきまして、今後対応をお願いしたいと、このように思うわけですが、お伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

今のような例はほかにもありまして、直接に当該地域の自治会の設置する場所には、当該地域の自治会の会員の方がいなくてつける必要はないけ

れども、その先にある自治会のほうが利用したいというものは当然ほかのところにもあります。それにつきましては、自分の自治会の地域内でなくても、費用負担、設置、また維持管理は当方が負担するから、お宅のほうの自治会の中に防犯灯を設置させてくださいということで、話し合いの上、十分これは了解しましたと、多分だめだということとはほとんどないと思いますので、了解ですという話になって申請した例もありますし、そういうものは当然我々も対処いたしますので、自分の自治会の中じゃなくちゃだめだという、そんなかたくなな話はしておりませんから、その辺は多分に隣の自治会にそういうお話をすれば、当然に了解というふうになると思いますし、我々のほうではそういうものも当然補助の対象にしていくというふうに思いますので、ぜひその辺を周知していただければありがたいというふうに思います。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。ただ、この市道につきましては、ここに電柱が1本もないんです。そういったあれで、恐らく自治会のほうでもつけたいと、お願いしたいと隣の自治会から言われても、相当の費用がかかるのかなと、このように思うんですけれども、その辺の支援については市としてはどのようなお考えをお持ちかお伺いします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。当然必要だと思われる自治会側が負担することでない、自分のところの自治会員がいないところにはつけないという話になると思いますので、例えば今の具体例でお話しになったのは、3区、4区のほうが必要だとなれば、そちらが全部負担をいたしますのでという話になろうかと思えます。

電柱がもしなくても、電柱なしで建てる場合と

電柱ありで建てる場合は当然経費が違いますので、補助金額も違います。当然電柱なしのほうが多くこちら補助を出すと。補助ですから全額補助ありませんので、地元負担は当然発生いたしますけれども、その辺の配慮をしながら、そうやって建てている事例はほかにもありますので、具体的にはその必要な自治会の会長さん等からお話をいただければ、もっと我々は具体的に現場に立ち会いながら、ご相談等もしてあげられるなどと思います。

今回、具体名を聞きましたので、当方から当然自治会長さんに連絡をとってみたいとは思いますが、ぜひ我々を信用していただいて、こういう案件につきましてはもう制度があるものから、どんどん直接お話をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

議長（平山 英君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） よろしくお願いをしたいと思います。いずれにしても、この烏ヶ森市営墓地前の市道は通学路でもあります。保護者が大変心配されているという状況にもあるわけですので、市のほうもぜひともその辺も地元自治会からいろいろなお話を聞きながら、できれば1日も早い防犯灯というんですか、設置ができる方向でご支援をいただいて、いい方向に持って行っていただきたいと、このように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

議長（平山 英君） 以上で、25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで産業観光部長より発言があります。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまの東泉議員の質問の中で、あずまの整備につきまして、第2期のまちづくり事業の中で整備する旨お答えしたところでございますが、この広場の利用につきましては、地元と協議を経て利用を決定したという経過がございますので、当面現状で利用していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

岡本真芳君

議長（平山 英君） 次に、8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 議席番号8番、岡本真芳でございます。

皆様、大変お疲れさまです。やっと4番目の通告者までやってまいりました。最後、びしっと締まるかどうかわかりませんが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

本市のキャッチコピーを「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」と掲げ、市民一人一人が住んでよかった、住み続けたいと心の底から実感できるまちづくりに向け、栗川市政は市総合計画をもとに、いよいよ熟成と充実の時期に入ったと思われま。その中でも都市計画マスタープランやスポーツ振興基本計画などについては、寄せられる夢と希望ははかり知れない期待があります。それを踏まえ、今回の市政一般質問を行うものであります。

それでは、通告書に従い、順次進めてまいります。

質問事項1として、400号バイパス開通後の道路状況についてであります。

国道400号バイパスが開通して半年近くが経過しようとしています。利便性は確実に向上し、新たな市街地形成の幹線道路として、さらなる本市の発展に期待が寄せられています。しかし、交通事故の危険性や接続されている市道の使い勝手の悪さが地元の住民からは指摘されています。このことから次のことをお伺いいたします。

として、西那須野地区当該道路における交通事故の発生状況をお伺いいたします。

として、接続されている市道からのアクセスについて、供用開始後の現況をどうとらえているか、また苦情や改善要望が出ているかお伺いをいたします。

として、今後における交通量調査等を含め、新設道路開通に伴う周辺道路の環境変化の検証等をどのように行っているのかをお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君の質問に対し、答弁を許します。

市長。

市長（栗川 仁君） 8番、岡本真芳議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の400号バイパス開通後の道路状況についてでございますが、3点ございますので、順次お答えをいたします。

の交通事故の発生状況につきましては、国道400号バイパス開通後におけるもみじ通り交差点から、国道4号線までの区間における交通事故発生状況について、那須塩原警察署に確認をしたところ、開通から9月1日までの間に、死亡事故や人身事故はなく、物損事故が10件ほどとなっております。

の供用開始後の現況につきましては、国道400号バイパスの開通により踏切通過がなくなったことによる利便性の向上や、渋滞解消、沿線に新たな商業エリアができるなどの地域の活性化が図られております。一方で、中央分離帯の設置により市道が分断されて横断ができなくなったり、迂回しなければならぬ、自宅等に出入りできない区域が生じておりますが、高規格道路の開通においては、やむを得ない状況であると考えております。苦情や要望につきましては、太夫塚2丁目地内のJR高架橋終点と市道太夫塚229号線との交差点において、太夫塚自治会長から交差点の出入り等の改良、要望がございましたが、市街地を通る4車線の道路であるため、また地域の道路状況や道路構造上などから、改善は難しいことをご理解いただきますようお願いをしたところであります。

の交通量調査などの検証につきましては、周辺道路の環境の変化の調査は行っておりませんが、国道4号線開通の事後の評価を行うため、県において開通後3日目に交通量調査を行っております。その結果は、旧400号から400号バイパスへと通行車両の多くが流入している状況となっております。また今年度、市といたしましても、道路整備計画のデータとするために、県と共同して、周辺道路を含めて市内全域の交通量調査を10月に実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） ほかに答弁はございますか。
市長。

市長（栗川 仁君） の交通量調査の中で、国道4号と申し上げたそうでございますけれども、国道400号開通後ということでございますので、ご訂正をお願いいたします。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） それでは、早速再質問に入らせていただきます。

ただいまご答弁いただいたとおり、確かに便利になりました。例えば、大田原地区との行き来に関しましては、大変スピーディーになり、またご答弁にありましたように、踏切を渡ることもなく、非常に便利になりました。そしてまた、渋滞等も解消されている、そして商業施設なども進出していただきまして、地域の活性化にも結びついているということなのですが、太夫塚の地区を全くもって真ん中を通っている、二分しているという400号バイパスなんですけれども、それを考えると、太夫塚地区に住民はもうもろ手を挙げて、ありがとうございます、感謝していますとは言えない状況なんです。それはやはりこのような事業を展開するに当たっては、当然安心・安全を確保した中で、利便性や使い勝手の向上を追求していくのが正道だと思いますけれども、やはり机上論でははかり知れないものが、実際に使ってみたら見えないものがあるわけです。そんな中でご答弁にありましたけれども、交通事故は10件発生している。しかし、死亡事故、人身事故はなかったというご答弁でありますけれども、これはもう奇跡か偶然か、本当に不幸中の幸いであるとしか言いようがないと思います。

と言いますのも、あそこは片側2車線で、大田原方面から4号線に向かって行きますと、陸橋を下っていくと、真っ直ぐで本当に気持ちがいい、ついついスピードが出てしまうんだと思うんですけれども、ごらんになっていただければわかるように、もうこの往来はすごいスピード、猛スピードで突っ走っているんですね。ですから、事故が10件あった中で、そういう人身事故、死亡事故に結びついていないというのは、ああよかったなと思うしかないんです。

そんな中で、信号がついている交差点だったらまだいいんですけども、信号のついていない市道を、400号バイパスを横断しようというときは非常に危険なんです。そんな中で、私も生活道路として使っているところがあるんですけども、歩道橋がかかっているところがあります。太夫塚地区ですけども、ここは押しボタン式の信号もついているわけなんですけれども、ここを渡るときは命がけです。それで、ラッシュ時はなかなか途切れないんですね。ですから、地元住民は何をやっているかという、押しボタンがついているんで、面倒くさいから、とまったらすぐおりてボタンを押して、ぱたっとせきとめちゃうようなことを、これは違反かどうかはわかりませんが、そのぐらいしないと通れない状況なんです。

しかも、あそこは大田原地区から陸橋をおりてくると、すぐ右折できないんです。なので、あそここの歩道橋のところまで来て、交通量がたくさんあるにもかかわらず、Uターンするんです。Uターン禁止になっていないんです。ですから、Uターン、ばんばんやっています。

私に言わせれば、いわば危険箇所の一つだなと思われまうんですけども、ここを押しボタン式の信号ではなく、感知式の信号に設置を変えていただけるような、例えば警察であり、関係機関に対して市として要望等できないのかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 交通安全担当というレベルで、道路建設というレベルではちょっとお答えできませんが、交通安全担当というレベルでお答えをさせていただきます。

存知のように、信号機の設置につきましては公安委員会の専権事項でありまして、市のほうで判断をしてどうこうする問題ではありませんので、

現状を見ていただいて、考えていただきたいということは、設置してくださいとまでは、開通したばかりで十分考えた上であればできたんだと想定されますので、開通後の現状を把握してくださいという中で検討してもらうようには話はできると思いますので、お話ししていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。実は地域の皆さんの声としましては、あそこに中央分離帯ができないでよかったという声も上がっているんです。だからこそ横断することができるわけなんですけれども、横断できるからいいやじゃなくて、ぜひ大きな事故や、また悲惨な事故が発生しないうちに、何か手を打っていく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りますけれども、 のところで自治会長のほうから改善要望が出ていたということですけども、開通前に説明会は開かれていたんでしょうか。また、開かれていたとすれば、そのときはどのような意見が出ていたのかをお示しいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 説明会と意見等のご質問ですけども、説明会につきましては、400号バイパスにつきましては、合併前に整備促進協議会ということで、各自治会長さん等も含めて協議会がありまして、その中で土木事務所のほうからの説明等があったというふうな経過は聞いております。中央分離帯ができるというふうな話も、その中でしてあるというふうなことについては聞いております。

その後、工事に入れば、当然地権者等の説明に

も入ってきますので、その中で多分詳細の説明はなされているのだと思いますけれども、どんな意見があったかという部分については、私が把握している中では、その部分ではないんですけれども、疎水通りが国道4号の手前でとまるという部分が今度の開通によってできますので、その中でそれを接続してほしいということがありまして、市としても400号のほうへ接続をとということで要望しましたけれども、4号との交差点と余りにも近いということで、危険であるということで、それは申し入れしましたけれども、それができなかったという経過は聞いております。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） そうすると、説明会には執行部、都市計画課なり道路課なりですけれども、執行部からは、那須塩原市の執行部としてはだれも出席していなかったという判断でよろしいのでしょうか。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） その説明会等につきましては、当然推進協議会を含めて、市のほうでも出ているというふうに考えております。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） はい、了解いたしました。

確かに、疎水通りのところ、あそこは地元の人たちはこうなったということがわかっているからいいんですけれども、久しぶりに来たという方たちは、あそこら辺非常に迷子になるぐらいに戸惑うんです。袋小路になっているものですから、入りようがないわけですが、そんな中では、もう少しわかりやすいような標識等もあってよかったのかなと思うんです。駅のほうから4号線に向かっていくと、慣れた感じで走って行ってしまうと、4号線にアクセスできると思って行ってしまうんですけれども、ぶつかってしまって、どうに

もならないでUターンするしかないわけですが、そこら辺、開通の当時は何か臨時的な看板が立っていたのかなというふうな、記憶もちょっと定かでないんですけれども、そこら辺の対応はいかがなんでしょうか。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） そういうことがありまして、開通後いろいろありまして、そういうことでありますので、市のほうで要望しまして、現在は薬局付近に、向こうは通り抜けできないというふうな看板を土木のほうに立てていただいて、現在はあるということで、設置していただいたということになっております。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 了解いたしました。

やはりあそこは袋小路になったということで、住民だけでなく、商売をやっている方々もいらっしゃるわけなので、その方たちも幾ばくかの影響は出ていると思うんですけれども、やはりあれだけ大きな道路、4号線と400号線が交差しているところに、あの市道とつなげようというのは、なかなか困難なことだということは、だれが見てもわかることなので、理解をしていただくしかないので、私もそのように思っております。

それと、400号バイパスの陸橋をおりたところ、そこは太夫塚2丁目地区になりますけれども、ここに関しましても自治会長から改善要望があったけれども、改善は難しいというご答弁をいただきましたけれども、当然部長を初め執行部の方々もあそこをごらんになっていただいたかとは思いますが、おりてすぐ左、非常にわずかなエリアなんですけれども、一方通行、一方通行、通行どめ、通行どめとなっていて、ほんのわずかなエリアなんです、標識が一方通行の標識と通行どめの標識、合わせて7本も立っているんです。な

にかもう迷路のような形になっているんですけども、ここ、地元の方々も非常に不便していらっしゃるんです。ここは、難しいと言いながらも、今後の見通しとして改善される見込みはあるんでしょうか。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 私も現地に行きまして、かなり複雑な信号でとまどうような交通規制になっているなどというふうには実感しております。ただ、市道についても3.7mから4mという、それの市道もかなり狭いという部分がありまして、こうせざるを得ない状況というのは、ご理解いただけるのかなということであります。

交通規制の看板についても、適切に400号から右折できないというふうな、一方通行ですよという看板も出ていますし、その交通規制の看板に従って通行していただくほか、現状ではないのかなという部分を感じております。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） あそこ、実はおりてすぐについつい左に、標識を見なければ行けちゃいますので行っちゃいますね。そうすると、たまたまお巡りさんがいらっちゃって、つかまってしまったという方がいらっしゃるようにも聞いておりますけれども、あの部分は当然右折もできないわけですね。それで考えれば、400号バイパスじゃなくて400号線のほうの陸橋ですと、おりてすぐのところきちんと信号があったりして、右折も左折もできるようになっているわけですね。地元の人たちがおっしゃっているのは、あそこ中央分離帯さえなければ、危険を顧みずしてでも右折できるんだという考えを持っていらっしゃる方もいるんです。いろいろな危険性も考慮されて、ああいう形、ああいう姿になったとは思いますが、今後において、あの中央分離帯も含めて、例えば

地権者の、あの地域の地権者の方の協力を得られた場合、変更することは可能なんでしょうか。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） その中央分離帯をあ場所で切るといのはかなり難しいと考えております。ほかのところでもそういう部分があるというのは、道路的に400号との交差点が、市道が直角で行っているとかがという条件的にいい部分、あと交通量等的に道路においてあるというふうな、いろいろな条件に基づいて交差点という部分でできていると思います。

現在のところ、ここの部分については道路整備の計画はありません。地権者の了解が得られればというふうな部分でありますけれども、得られてもなかなか難しい、中分を切るのはちょっと難しいかなと。その400号から左折する部分ですね、左折で入る部分、その部分についてはかなりの地権者の用地的な提供がなければ難しいかなというふうには考えておりますけれども、今後においては、これらの部分については勉強していきたいというふうに考えておりますけれども、難しいというのをご理解いただきたいと思います。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） あの地域のことをよく精査していただいている、本当にありがたいと思いますけれども、部長もご答弁いただきましたように、確かに複雑怪奇なことになっておりますので、いま一度再検討をしていただくということと、陸橋のおりたところと、先ほどの疎水通りのところに関しましては、大きな環境の変化を来しております。国のあれだけの大きな事業の実現に向けては、リスクが伴ってしまうのはやむを得ないのかな、反面便利になった部分もあるわけですから仕方ないのかなと思いますけれども、今後におきましても、今度10月に行われます県と共同しての交

通量の調査等も含めまして、現地調査、もしくは地域住民との対話をしっかりと交わした中で、あの地域、本当に安心で、そして安全で、そして便利で使いやすい、そして住みやすいまちづくりを目指して、今後も検証して行っていただきたいということを要望いたしまして、次に移ります。

質問事項2として、市内公共施設の喫煙所設置状況についてであります。

喫煙については、現在までに世界的規模で受動喫煙や健康障害等問題視され、その対策として施設内の禁煙や分煙が進められています。反面、愛煙家にとっては喫煙場所も少なく、外へ追いやられているようにも見てとれます。

そこで次のことをお伺いします。

施設内完全禁煙になっているのはどこか、また、その施設の喫煙所はどのようになっているのかお伺いいたします。

施設内分煙となっている施設においては、どのような方法を講じているのかお伺いいたします。

公共施設の禁煙、分煙について、本市として今後の方針をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、市内公共施設の喫煙所設置状況についてお答えいたします。

初めに、施設内が完全禁煙になっているところはどこか、またその施設の喫煙場所はどこか、どうなっているかというご質問ですが、建物、それから敷地内を禁煙としている施設、これにつきましては、市内の保育園、小中学校などがございます。また、建物内を禁煙としている施設、これは公民館、図書館などがあります。これらの施設については、それぞれの施設の状況によりますけれども、屋外に灰皿を置いて喫煙できるようにしているというようなところもございます。

次に、施設内分煙となっている施設について、どのような方策を講じているかというご質問ですが、建物内で分煙を実施している施設については、分煙機を設置している施設、それから分煙機を設置しないで、特定の場所を喫煙所としているというような施設もございます。それぞれの施設の状況に応じて、喫煙場所を定めているというような状況でございます。

続きまして、公共施設の禁煙、分煙について、市の今後の方針についてということでございますが、受動喫煙による健康の害というものを考えますと、施設内を完全に禁煙にするということが望ましいというふうには思いますが、公共施設といいますが、市の施設を訪れる市民の方の中には喫煙されている方もおりますので、一概に禁煙にするということではなくて、それぞれの施設の利用形態、それから使用する市民の方の状況、そういったものを勘案して、禁煙か分煙か、これを選択して、受動喫煙を防止したいというふう考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） それでは、この項目、再質問に入る前に、今回の私の質問は喫煙者を阻害するというものではなくて、むしろスマートなスモークライフをエンジョイしていただくということが目的であるということをもっと申し添えておきます。

その上で、なんですけれども、ただいまご答弁いただいたところが、屋外に灰皿を置くという部分、ここが私の今回の一番の争点なんですけれども、実は先週の土曜日に私の息子が、中学生なんですけれども、運動会が実施されました。大規模校なものですから、保護者の数というのは1,000人を超える規模の人が集まってくるわけな

んですけれども、そこで施設内、先ほどご答弁ありましたように、保育園と小学校、中学校は敷地内禁煙ということですので、喫煙者はどうしているかということ、校門の外に、先ほど施設の外に灰皿とおっしゃっていましたが、校門の外に灰皿を出して、しかもちょっとデラックスというか、大き目の灰皿をどなたが用意したんだか、あって、物すごい人数で校門のところで皆さん喫煙されているんですね。

これが視覚的にも、教育的にも望ましいのかどうかといったら、当然望ましくないわけですから、ここ、教育長も愛煙家のお一人で、先ほどお話を聞いたら、お休みしているや、やめられたか何かわからないんですけれども、教育長、そこら辺、どのような見解をお持ちなのか、ちょっとお示しいただきたいんですけれども。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 基本的に私は愛煙家でございますが、ヘビースモーカーでございますので、具体的に個人的に言えば、嗜好の問題でございますので、これは他人に迷惑をかけなければ、きちんと吸いたいなというふうには思っておりますけれども、教育現場といたしましては、さまざまな規制と児童生徒に与える影響等がありますので、実は本市は2年前に、平成21年度4月1日をもって敷地内禁煙にしますというふうに宣言をしておきました。その間、1年8カ月の時間がありまして、その条件としましては、今ご指摘がありましたように、先進地で敷地内禁煙を実施している例えば宇都宮の例とか、大田原の例とか、さまざまな地区のそのいわゆるみっともないというか、そういうふうな例が報告されておまして、校門、または学校の後ろに回って、いわゆるたむろしてたばこを吸うと、これはやはり教育上よろしくないのではないかというふうな、そういうのがあり

まして、必ず敷地内禁煙にするとそういうことが出てくると。そういうことも含めて、地域と、それから保護者と学校がしっかりとその地域の実態を踏まえて、敷地内禁煙にもっていけるように、1年8カ月のうちに準備をしてくださいということで、当地区では35校すべてが敷地内禁煙となっております。

先日、8月28日に校長会がありました。市内の小中校長会がありまして、そこで敷地内禁煙の問題点ということで各学校でそういう報告があったかという調査をしたんですが、若干、一、二校そういう話がありましたけれども、今後やはり地域の人が及び保護者とともに話を詰めていくということで、その解決に向かって努力をしてもらうということで了解をしたところでございます。

そんなところで、個人の嗜好の問題を行政でというふうなつもりはありませんけれども、学校現場に限りそういうふうなことで、児童生徒に与える影響、それから健康教育というふうなことも一つの学校の推進する分野でございますが、それを進める上においては、やはり敷地内禁煙が妥当であろうということから、こういう結論に達したわけでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ありがとうございます。やはり今回運動会のほう、回られたかどうかはわからないですけれども、やはり教育長であっても、校門のところであつち吸うようになってしまわなければならない部分、やはりできればそういった部分は考慮していただきたい、そしてまた学校の教職員、先生方においても、愛煙家の方は実はいらっしゃるわけなんですけれども、そういった方たちも本当に、例えば休み時間であったりそういったときに、やはり校門まで行かなければならないん

ですね。それはどうなのかなと思うんです。1カ所喫煙所を、校舎の外でも何でもいいですから、やはり設けたほうがいいのかと思います。それはどうなのかということと、もう一つ、運動会のような人のたくさん集まる大きなイベントがあったときには、特例処置といいますか、特設の喫煙所を設ける等、何かしていかないと、校門のたむろは改善されないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 現在敷地内禁煙がやっと定着してきたところでございますので、例外規定は設けないということで、過日の校長会にも言ったところでございますが、集まる場所とか、見てくれ、そういう景観というんですか、その状況で、非常に適切ではないというふうなとき、この条件整備をする前に、よくPTAと学校側がしっかりと話し合っ、地域の中でしっかり理解できるようにという条件を出したところでございますので、やはりそういう中で、この嗜好のたばこの問題は学校経営の中で、校長等が施設を管理する中で任している問題でございますので、そういうふうなものが問題とならないように、学校経営の中で、事前にそういう集会や、または一大行事等が行われるときに、こういう問題をどう解決したらいいかといのは、学校とPTAが中心となって事前に話し合っただくというふうなのが解決の方法かと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） やはり教育的な配慮を重んじていらっしゃるということは十分わかりますけれども、みっともないことのないように、今後調査研究をしていただいた上で、改善するべきところは改善をしていただきたいと思いますので、よ

ろしく願いいたします。

次に、2番目ですけれども、先ほど分煙機ということでご答弁いただきましたけれども、分煙機に関しては、設置場所と設置の数をお示しいたきたいんですけれども、庁舎におきまして庁舎管理費を見ますと、この本庁と塩原支所に関しましては、市政報告書を見ますと、分煙機の委託料の部分ですね、分煙機は計上されているんですけれども、西那須野支所は分煙機の部分で委託料が計上されておりませんけれども、これはどのようになっているのかお示しいたきたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 分煙機の関係ですけれども、分煙機23台ございます。その中ですべてリースでやっておりまして、このリースについては合併前のところから来ているものですから、旧西那須野では庁舎管理という考え方で予算計上していました。また、旧黒磯の場合は、健康センターのほうの健康維持というような形の中でリース料を計上していたというところでございます。

それで、20年12月にこれら23台のリース期間が切れるということで、すべて買い取りにしたということでございまして、買い取り価格については市政報告書のほうにも載っておりますけれども、27万480円ということで、23台すべてを買い取りをしたというようなところでございます。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） この分煙機、今買い取られたと、23台ということですが、この23台が多いのか少ないかという部分もなきにしもあらずではあるんですけれども、これ、西那須野支所には2台だったでしょうか、配備されていると思うんですけれども、2階の喫煙コーナーだと思いますけれども、自動販売機なんかがあるところですね。あそこは黒板なのか、掲示板ですかね、何か

パネルが置いてあって、その裏側に分煙機があるわけなんですけれども、そこで職員の方も喫煙されております。市民があそこを通過したときに、非常にあそこ雰囲気がよくないんですね。あれは一思いにパネルをとってしまったほうがいいのか、どうなのかわからないですけれども、何か表現はちょっとよくないかもしれませんが、こそこ隠れて吸っているような、そんな雰囲気が漂っているんですけれども、あそこはもう少し何かやりようがないのかなと思いますけれども、何とかならないですか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 施設管理の関係で、私のほうから西那須野庁舎の関係でお答えしたいと思っております。西那須野につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、2階の喫煙コーナーと3階の喫煙コーナー、2カ所に設置しております。見栄えが悪いということでございますので、総務部の中の総務税務課の所管、私の部門等でございますし、庁舎管理もやっておりますので、内容、実態等を把握しまして、改善できるものについては改善したいというふうに考えています。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ぜひよろしくお話ししたいと思います。そんな中で、じゃ喫煙コーナーがしっかり整備されましたということで、しょっちゅうそこで吸っているのではなくて、吸い方も節度ある吸い方を推奨していただいている中で、そのような整備もしていただきたいと思っております。

やはり雰囲気悪いから行くの嫌だなとか、面倒くさいからがまんしちゃおうかとかとなっていくと、本当にリフレッシュするためにたばこを吸うのに、いらいらいら、ストレスが逆にたまるようではいけないと思っておりますので、そこら辺の配

慮もしっかりしていただいて、やはり喫煙者の人権もしっかり守られる姿勢をとっていただきたいと思っております。

そんな中で 番のほうにも移っていきますけれども、たばこ税というのは当然のことながら収納率100%ですね、買ったと同時に税金を納めているわけですから。それが市への収入としても、年間であれば9億強でしょうか、入ってくる大きな財源になっております。しかし、これ、19年度と比較しても3,000万弱の減収ですね。これ、ずっと下がってきているわけなんですけれども、このままいくともっともっと減収のおそれがあるわけなんです。

たばこというのは、国の法律でも認められていることだし、そして喫煙者がいらっしゃるおかげで税収もしっかりと大きな財源として入ってくるわけですから、収税や人権という部分を、そういう観点から見て、もっともっと優遇されていいのかなと思っておりますので、いろいろな施設に行くと、駅なんかでもそうですけれども、立派な喫煙コーナーがありますね、ガラス張りです。これは我々が視察に行った中で、例えば役所の庁舎内でもそうなんですけれども、立派な喫煙所が、ガラス張りなんですけれども、またそのガラスが、周りがガラス張りなんですけれども、汚れていないんです。たくさんの方が一気にばつとたばこを吸うものですから、普通だったら黄ばんじゃって、すりガラスのようになってもいいぐらいなんですけれども、きれいなんです。ですから、そういった部分も、じゃ、ビル管理、清掃を頼んでいるからというところに任せるんじゃなくて、喫煙者がみずから自分たちで掃除するとか、そういうマナーやモラルもしっかりと身につけるような、これでもかのような喫煙コーナーは多分できないんじゃないでしょうかけれども、でもそこら辺も立派な大きな

納税者ですので、しっかりここも優遇していただきたいと、僕はこれをもって、実は今まで、この一般質問通告書を出してから、職員の方からいろいろなお意見をちょうだいしてしまいました。

「岡本さん、たばこ吸っちゃだめなんですか」とかいろいろ言われましたけれども、この質問の内容をもって、私は喫煙者の味方ですよということをしかりと確認させていただいた中で、次の質問に移らせていただきます。

議長（平山 英君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時17分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） それでは、3問目に移ります。

青木サッカー場の名称と計画全容についてであります。恵まれた環境のもと、広大に敷地面積を持つ当施設の寄贈を受け、市民の健康増進や触れ合いの場として、完成オープンが待ち望まれているところでもあります。しかし、地域住民の方々より要望や意見も出ており、有効施設としての最終整備計画には十分な精査と地域住民との合意形成が必要と思われます。そのことから次のことをお伺いします。

何年計画での整備なのか、また完成までの間利用はできるのかお伺いいたします。

総工費はどれぐらいで試算しているのかお伺いします。

名称をもっとなじみのあるものにしてはどう

かお伺いいたします。

地域住民により開催される各種催し物に対する対応はどのようになされていくのかお伺いをいたします。

那須塩原市スポーツ振興基本計画において示されておる当該施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化は、具体的にどのような整備がなされるのかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） それでは、青木サッカー場の名称と計画全容についてのご質問にお答えをいたします。5点ほどありますので、順を追って申し上げます。

の青木サッカー場の整備計画につきましては、全体で4面を計画しております。現時点では市総合計画前期基本計画にサッカー場2面を計画し、残り2面につきましては後期基本計画で検討してまいりたいと考えております。なお、貸し出しについてであります。利用可能なグラウンドになりましたならば、順次貸し出しをしていきたいというふうに考えております。

の総工費についてでありますけれども、4面の整備計画の試算であります。約4億円程度ということで見込んでおります。

であります。青木サッカー場の名称についてであります。所在地名でもありますし、市民も場所がわかりやすく、また近隣に重要文化財、旧青木家那須別邸もあることから、この名称で市民にも親しまれるものと思っております。

4番目ですが、各種催し物に対しての貸し出しについてであります。完成までの未整備の部分につきましては、安全性、公益性等を十分考慮し、その都度個別に判断してまいりたいというふうに考えております。

5のバリアフリー化やユニバーサルデザインにつきましても、具体的には駐車場、トイレ、階段や施設の案内看板について十分配慮してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 今回の定例会において、私以外のほかの議員からも、サッカーだけではなく、スポーツ施設に関する質問がたくさん出ていると思われましても、スポーツ施設を整備していくには、本当に多額の費用が要することは十分に承知しているところです。そしてまた、今のこの時節柄、教育部局におきましては、学校施設の耐震対策が優先順位としては最高位に位置づけられているということも十分承知しております。ただ、この耐震補強は前倒し前倒しで進めていられる中で、もしかしたら計画よりも早く終了するのかなと思われましても、これが終わりましたら、ぜひ、やはりこれだけスポーツ施設に対しての要望や、もしくはこの議員からの質問も出ているぐらいに必要性はかなり高いと思われましますので、ぜひ耐震後はこちらにもシフトしていただきたいということをまず冒頭に要望しておくところではあります。

そんな中、用地買収とか本当にたくさんお金がかかるんですが、幸いにして本件に関しましては無償で譲渡されたということでございます。本当にありがたいお話なんですけれども、この無償譲渡を受けたときの、この施設はサッカー場ですよということになったわけなんですけれども、その時の条件として、合意に至った経緯を、この件は私以前にも一般質問の中でお聞きしておりますけれども、やはりこの部分がどうしても地域住民、市民には不透明な部分があるかのように映っておりますので、もう一度、再度確認をさせていただきた

いと思えます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） サッカー場になった経緯ということでありましても、今、議員がおっしゃったとおり、仙台育英、当時那須研修センターという名称でありますけれども、ここに開設をしたときの意義と、市はここでお話があら、関係部下、内部検討をいたしまして、両者お話をしまして、市と仙台育英学園との活用協議において、その合意に基づいてということまでここに至ったわけでありまします。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） そんな中で、それで今度は今回4面を整備するということなんですけれども、当初5面にするとかいうお考えもあったようなんですけれども、4面という数字に決定した経緯について、ご説明をいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 面数のご質問でありますけれども、これにつきましては内部で検討いたしまして、昨年の9月に整備方針等協議で決定をして、結果的に4面になったということでありまします。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） いろいろな意見が地元の方々からも出ておりますけれども、何で4面サッカーグラウンドにしなければいけないのという意見がたくさん聞こえてきております。1面だったとしてもサッカー場と呼んでいいのではないかとということも言われておりますけれども、実は私、前回一般質問をさせていただいたときには、完全に全部サッカー場でということをおっしゃっていたのに、今回何で寝返ったのかという雰囲気もあるんですけれども、実は市の体協に加盟しておるサッカー

協会の方々からも意見を聞きました。そうすると、体協の中に加盟されているほかの団体の方々からも、当然ほかの競技場はすばらしい環境がまだない中で皆さん頑張っているんじゃないんですけれども、サッカーだけ何でそんななんだという声も上がっているらしいんですね。そんな中では、若干肩身が狭かったりとか、後ろめたい部分があるんだと。例えば、4面だったとしても、そのうちの2面は天然芝であったら、ほかの競技にもどんどん貸し出していったりとか、ほかのイベント等にも利用できるようなしてもらえれば、サッカーを愛する方々も大いばりで使うことができるんだという声が上がっておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） サッカー以外のということでのお話であります。現在決定しておりますのは、先ほど来申し上げておりますとおり、4面のサッカー場整備ということになります。

以上です。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） であれば、サッカー以外は使えないという判断でよろしいのでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） サッカー以外と申しますのは、整備した後のお話ですか。サッカー場の面の整備をした後の利用につきましては、例えばゲートボールとかグラウンドゴルフ、これらにつきまして、例えばそういう種目ですけれども、そういうものに関しては、会場があいていれば、使わせないというふうな考え方は持ってありません。その辺は、個別、その時点で判断をしまいたいというふうに考えております。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） はい、理解できました。そ

んな中で、完成する前の段階においては安全性等を考慮した中というご説明がありましたので、ここもしっかりそこら辺を見きわめた中で、市民の要望にこたえていただきたいと思っております。

また、体育館がもう既に既存であるわけですが、ここはもう既に貸し出しをしているのかなとは思いますが、あの体育館の利用目的はどのような目的であれば利用できるのでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 体育館につきましては、去る3月の定例会で青木サッカー場ということで名称を決めていただいて、体育館の利用につきましても、条例一部改正に基づいて、利用料の設定をしております。

現在も利用者、定例の利用者もおりますし、当然スポーツ目的、体育施設条例に基づいての利用でありますので、スポーツについて利用されているというような状況であります。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 施設利用の規則等があると思いますけれども、そこら辺をやっぱりはっきりと、しっかりと示した中で、これだったら使えるのか、これは使えないのかということをしかりと示していただきたいと思っております。

そんな中で、サッカー場という中で、あの体育館でフットサルはできるのでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 体育館でのフットサルにつきましては、体育館の壁の関係もありますので、あるいは窓ガラスの防護とかということもありますので、それについては利用は差し控えていただきたいというふうに考えています。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 壁とかガラスのということ

だったんですけれども、これ、耐震の強度は大丈夫なんですか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 耐震の件でありますけれども、体育館の建築年度であります、昭和63年ということで、現在学校関係で耐震をかけているのは、昭和56年6月の建築基準法の改正以前ということでありますので、その後の建物ですので、それには当てはまりません。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 了解いたしました。

それでは、のほうに移りますけれども、ここでサッカーくじのt o t oというものがありますけれども、そちらのほうから助成を受けているかのようにも伺っているんですけれども、こちらのほうはどうなっているのか、詳しくちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） サッカーくじのt o t oから補助の件であります、今回の補正予算にも計上いたしました、1面の天然芝のコートに対する補助ということで、最大限の4,800万円補助を受けられるということで、内定通知がまいてあります。ということで今回、補正の収入で計上しました。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） そうすると、このt o t oくじの助成というものは、最終段階まで毎年受けられるのか、またそのほかに受けることのできる補助メニューというものはあるのか、また検討されているのかをお示しください。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） t o t oからの今後の補助であります、やはりサッカーくじの売り上げと申しますか、その状況にもよると思いますが、

現在の見込みといたしましては、来年度もし予算がお認めいただければ、来年も予定できるかなというふうには見込んでおりますが、その辺は不確定であります。

あと、それ以外の補助につきましては、現在のところ考えておりません、本年度も当初予算で合併特例債を見込ませていただいたというふうな状況であります。ということで、それ以外の補助については今のところありません。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） こちら、当然相手があることですので、相手が収益がたくさん上がっているときには、そうやって受けられるでしょうけれども、そうでないときは当然受けることができなくなるということはわかっておりますけれども、ぜひそういった有効なものはフルに活用した中で整備を進めていっていただきたいと考えております。

次に、この名称なんですけれども、青木サッカー場ということなんですけれども、これが親しまれるかどうかという部分なんです、これはもう少し砕いた中で名称をつけていただきたい。例えば、「みんなの広場」であったりとか、あそこは仙台育英さんから無償でいただいたものですから、「育英の森」ですとか、そういったものにするとか、あともう一つは公募で募ってみてはいかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 名称の件であります、先ほど答弁を申し上げましたとおり、やはり青木という地区の名前、サッカー場どこなのかなというふうに言ったときに、地区名があるのが一番場所がわかりやすいということかなと思います。これにつきましては、既に、繰り返しになりますが、3月の議会でお認めをいただいたという経緯がご

ざいます。今後の中で、場合によって愛称とかそういうものも必要ならば考えていってもいいのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） これ、次の項とも関連してしまうんですけども、サッカー以外でも利用できるということですね。グラウンドゴルフでもゲートボールでも使える、また地域の催し物にも利用できるわけですから、青木サッカー場では、やっぱりサッカーしか使えないのかなというイメージを受けてしまいますので、そこら辺、また今後においてそのような意見がたくさん出ているようであれば、また再検討していただきたいと思っております。

それと、もうちょっと時間がないんですけども、ここ人工芝での施工ですね。今後において、今回は天然芝ですけども、人工芝の施工はご検討されているのでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 人工芝についての考えはということのお尋ねであります。当初は天然芝ということで考えておりましたけれども、その後人工芝もどうなのかなというふうな考え方も、正直そういった考え方をもちました。人工芝になりますと、年間やはり300日以上は使えるというふうな、そういうメリットもございます。そういった利用可能な日数がふえるということと、確かに初期投資と申しますか、イニシャルコストについては、ちょっと高いんですけども、長期スパンで見れば、ランニングコストを含めて比較をして、あるいは人工芝のほうの利用頻度が高ければ、それに伴う収入もあると。そういったものを加味しますと、10年以内で収支と申しますか、その辺のコスト比較の中では、10年以内で何とかそうい

ったあれになるのかなというふうな考えはあります。ということから、やはり人工芝も検討の一つということで考えてはおります。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ありがとうございます。そのような答弁がいただけると思って、持ってまいりました。これ、3年前に常任委員会で兵庫県のほうに視察に行ったときに、人工芝で整備されているピッチがあったんです。これはハイブリットターフというんですけども、これは大変優れたものでございまして、これはゴム繊維でできているんですけども、本当に天然芝にそっくりなんです。スライディングとかしても、やけどとか何とかってしない、本当に素晴らしい。そして、部長がおっしゃっているように、使用期間が、休ませる必要がないので、ずっと1年じゅう使ってもらえる、しかも青々している。そして、またいいのは、部分、部分、例えばコーナーキックのエリアであったり、キーパーのエリアであったり、副審の動くエリアであったり、そういう傷みやすいところは、その部分部分で整備できちゃったりするんです。もう本当に素晴らしい。

何でこんなことを言っているのかというと、ほかにもいろいろあるんですが、全国的に見るとこれが一番施工の比率が高いんです。例えば、この辺でいえば鹿沼のサッカー場もそうです。矢板中央高校が整備したのもこれなんです。非常に経験が豊富で実績もたくさんあるものですから、信頼性が高いんです。ですから、そういった部分もぜひ考慮していただいて、これをそっくりそのまま見本は置いていきますので、それもぜひご検討いただきたいなという部分と、あと欲を言えばもう切りがない、僕も強欲なんです。それをやる時には、夜間照明があったら、いつでも1年中使ってもらえる中で、朝でも夜でもいつでも使える

というふうにするためには、照明がなければいけません。今回見れば、ちょっと照明が整備計画に入っていないようなんですけれども、照明、上物はつけなくてもいいですから、ポールだけでも建てていただければ、将来的に財政が豊かになったときには、照明もつけることができます。ですから、ぜひポールだけでも建てていただければなどと思って、もう時間がもったいないから、ここは質問じゃなくて、ポールを建ててもらえればなということで要望しておきますけれども、ポールよりも何よりももっとしてほしいことが1個だけあるんです。これはJFAの公認をとっていただきたいんです。そうすれば、プロチームを合宿でも何でも呼んで来ていただいて、そして例えば少年サッカーであったりとか、いろいろなサッカースクールを開いていただいたりとかできるものですから、そうすれば試合をやったらやっただ、お客さんもいっぱい来ますので、そしてそのまま塩原、板室に泊まってくださいとか、そういったことも結びついて考えていけますので、ぜひそこら辺もご検討いただきたいと思います。これはもうフルに要望しておきます。

さて、きょうは私、3問について一般質問をさせていただきますけれども、どれも予算の必要なことでもありますけれども、やはり市民が安心して安全で、住みやすいまちをつくっていかねばなりませんので、ぜひきょうの質問事項がしっかりと研究、熟慮されて、実行に移っていただけることを心から切念をいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（平山 英君） 以上で、8番、岡本真芳君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分